

東京社保協第4回常任幹事会 資料集

2023年8月24日(木) 東京労働会館5階会議室



- 01～03 中央社保協第1回運営委員会報告
- 04～10 日本高齢者大会関連資料
- 11～14 新生存権裁判東京関連資料
- 15～21 自治体宛国保アンケート案
- 22～23 都議会宛保険証廃止中止請願案
- 24～25 都議会宛国保料引き下げ請願署名案
- 26～29 2021年度国保統計より(参考資料)
- 30～35 多摩地域の保健所増設運動からの要請と資料
- 36～37 10・19いのちまもる総行動チラシ
- 38～39 介護国会請願署名とキックオフ集会チラシ
- 40 全国介護学習交流集会チラシ
- 41 介護・認知症なんでも無料電話相談チラシ
- 42～45 保険証を残して国会請願署名・チラシ
- 46～47 PFAS汚染問題運動交流と政府要請関連資料
- 48～49 中央社保学校チラシ(東京会場)
- 50～55 第1回地域社保協交流集会報告



2023年度中央社保協 第1回運営委員会報告

2023年8月2日(水) 13時30分～ 日本医療労働会館・オンライン

【出席確認】

○運営委員(下線欠席)

白沢<山崎>(障全協)、日野(新婦人)、今井<宇野>(全商連)、西野(全生連)
藤原(農民連)、民谷(福祉保育労)、村田(全教)、廣岡(年金者組合)
五十嵐(医労連)、曾根(保団連)、梅津(共産党)、中本(国公労連)
青池(自治労連)、大島(医療福祉生協連)、久保田(民医連) 建交労

沢野(北海道)、高橋(宮城)、段(埼玉)、藤田(千葉)、窪田(東京)
根本(神奈川)、藤牧(石川)、小松(愛知)、寺内(大阪)、楠藤(徳島)
日高(鹿児島)

○事務局

林・大嶋(事務局)、上所(保団連)、山本(民医連)、香月(全労連)

<報告事項>

- 別紙 活動日誌参照・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.01

<報告事項>

<トピックス>

➤ 各委員からの特徴的な報告

- 共闘関係

10/9 全国介護学習交流集会

10/19 医療・介護・福祉に国の予算を増やせ！10・19いのちまもる総行動

11/12 日本高齢者大会 in 東京(13日まで)

11/23 地域医療守る運動交流集会

<報告・確認事項>

1. 医団連との「現行の健康保険証を残してください」署名の共同

- 保団連や民医連で署名チラシ面や動画を作成

- 新婦人・年金者組合なども独自署名を提起。

- 8月3日の医団連の会議にて確認後中央社保協のホームページにアップする。8月7日の週に各県社保協へ署名を送ります。

※ 医団連代表者会議にて、共同提出行動を提案する。

2. 各部会

① 国保部会

- 国保大都市調査・・・来年の代表者会議までに集める
- 国保パンフ・・・中央社保学校で提起
- 全国知事会に向けて「国費一兆円投入で協会けんぽ並みに」の一致点で懇談を模索
- 12月ごろに第2回国保改善運動学習交流集会を開催予定
 - 上記を国保部会で具体化

② 介護・障害者部会

- 新介護署名を提起・・・9月1日（金）18：00キックオフ集会
- 日本認知症グループホーム協会との懇談
- 介護・認知症なんでも無料電話相談 11月11日（土）
 - 社協への申し入れも行う

3. 第50回中央社保学校 from 岡山

- 申し込みフォームを開設
申し込み締め切り：8月25日（金）まで
※ 締め切りを過ぎても申し込みを出来るが、資料は遅れての到着になります。
- 来年、第51回中央社保学校の開催県に困っている状況

4. 隔月刊「社会保障」

- 510号秋号・511号冬号について
 - ◇ 510号は別紙、511号は中央社保学校、512号はジェンダー問題の方向
- 長期連載：「私のまちの社保協」
 - ◇ 地域社保協の取り組みなどを取り上げていく場。

<協議事項>

1. 第67回総会の振り返りを行った。

- ① 保険証廃止・マイナンバーカードの問題
 - マイナ保険証の導入に関する問題点とその改善策についての報告
- ② 岸田政権の政治経済財政運営に対する批判
 - 物価高騰への対応策として、賃金・年金・生活保護の引き上げの必要性
 - 教育の無償化に対する要望
 - 非正規雇用の問題と社会保障削減への懸念
- ③ 医療・介護・社会保障の拡充に向けた運動
 - 市民と野党との共闘の必要性
 - 保険証廃止法案と後期高齢者医療制度保険料引き上げへの反対
 - 介護制度改悪に対する抗議と対策

- ④ 年金問題と生活保護基準引き下げ違憲訴訟
 - 年金問題に対する運動の報告
 - 生活保護基準引き下げ違憲訴訟に関する報告
- ⑤ 地域の社会保障と連携
 - 地域の社会保障に関する要請
 - 地域の医療費無料化と市民活動団体との連携報告
- ⑥ 岸田政権の軍拡と社会保障拡充に向けた請願署名取り組み
 - 軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願署名の取り組み

2. 2023年度第1回国保改善運動学習交流集会の振り返りを行った。
- 全国からの要望として、国に対しての働きかけが求められている。
 - 国費1兆円投入で協会けんぽ並みに
 - 傷病手当などの恒常的な設立など
 - 全国知事会との懇談（国費1兆円投入で協会けんぽ並みに）

3. オンライン学習会テーマについて
 次回運営委員会に総会方針の具体的な提案を持って再提案する。

今後の予定

8月3日	木	医団連会議：オブザーバー参加 社保学校シンポジウム打合せ
8月4日	金	マイナンバー制度反対連絡会総会
8月7日	月	第2回国保部会
8月21日	月	全国介護学習交流集会実行委員会
8月23日	水	第2回代表委員会
8月30日	水	隔月刊「社会保障」編集委員会
9月1日	金	地域医療守る運動交流集会第3回実行委員会 新介護署名キックオフ集会

- ◆ 2023年度運営委員会日程（第一水曜日を基本）
 次回の運営委員会 2023年9月6日（水）13時30分～
- 会場参加とオンラインの併用（日本医療労働会館2階会議室）

日本高齢期運動連絡会ニュース

発行責任者 畑中 久明 発行所 日本高齢期運動連絡会
〒164-0011 東京都中野区中央 5-48-5 シャンポール中野 504 号
TEL/fax03-3384-6654 E-Mail nihonkouren@nifty.com
<http://www.nihonkouren.jp>

No.359
発行 2023 年 8 月 15 日



8 月 10 日 「保険証をなくすな」東京・上野広小路で宣伝行動

全ての県から東京大会へ参加をすすめよう

2023 年 8 月 14 日 中央実行委員長 杉澤隆宣

地球温暖化で地球が燃えています。日本でも「線状降水帯」の連続発生による集中豪雨で各地に大きな被害が出ています。くらしも異常です。物価高騰はとどまることを知らず、減額され続ける年金生活者の困窮度は増し、特に女性受給者の 80%に当たる低年金者の暮らしは「恐怖と欠乏」の毎日です。岸田自公政権は国民生活を守るところか、マイナンバーカードの性急な導入の結果、「治療費の窓口請求に間違い」「個人情報への漏洩不安」など欠陥も明らかになり「今の紙の保険証の継続」「マイナー制度の廃止」の声が全国で広まっています。岸田政権の支持率が 20%代の「危険水域」に急落しながら、頑迷にも「決行」姿勢を崩しません。秋に予想される総選挙で鉄槌を下そうではありませんか。コロナ感染症が全国各地で拡大し医療崩壊も心配されます。感染対策は個人責任ではなく政府・自治体の役割をしっかりと求めていく必要があります。平和の問題で日本政府は核兵器使用を前提とする「核抑止」に固執し、核兵器廃絶、「核兵器禁止国際条約」加盟に背を向け、「敵基地攻撃能力保有」を強行、「大軍拡・大增税」で「戦争する日本」をまい進、アジアの緊張を高めています。パンデミック・コロナ

で新自由主義、資本主義社会の限界が暴かれ、次の「新しい社会」が模索される激動の世界を私たちは進んでいます。

第 36 回日本高齢者大会 in 東京（11 月 12 日、13 日）まで 3 か月と迫りました。今年の大会は①大軍拡と社会保障削減の攻撃を跳ね返す②日本高齢者人権宣言を学び、活かす③全国で地域の高齢期運動をつくっていく、この 3 点を柱に取り組んでいます。大会リーフレットも配布し、8 月より参加受付を開始しています。実行委員会は学習講座・分科会・移動分科会・夜の交流会も 3 つの柱にそった魅力ある企画を準備しています。全体会の記念講演は軍事大国化ではない日本の安全保障のあり方を柳沢協二先生、講座分科会は田中優子さん、佐々木憲昭さん、渡辺治さんなど豪華な先生たちがお待ちしています。

東京大会は 47 都道府県すべてからの参加を望んでいます。現地参加に力を注ぎ、2 日間で延べ 3500 人（1 日目 1700 人、2 日目 3500 人）の参加目標にしています。東京大会では全体会と 6 つの学習講座・分科会会場に限定してオンラインで配信します。オンラインの利点を生かし大会参加をより増し、各地の高齢期運動につなげていきましょう。

大会参加申込 第1次締切 9月末日

1日目 11月12日(日) 企画紹介

学習講座 13時～16時30分

号館	教室			
13号館	1321 (330席)	第1講座		日本を「戦争する国」にしているのか 渡辺 治一橋大学名誉教授・四谷姉妹(岸松江・青龍美和子 弁護士)
13号館	1331 (330席)	第2講座	前半	私たちの暮らしはなぜ破壊され続けるか—克服の道を考える 佐々木 憲昭 日本共産党元衆議院議員
		第3講座	後半	ジェンダー平等で未来を切りひらく 田中 優子 法政大学名誉教授
5号館	533 (63席)	第4講座	前半	気候危機をどう受けとめるか 江守 正多 東京大学教授
		第5講座	後半	防災とまちづくり 福田 信章 災害協働サポート東京 事務局長
5号館	541 (63席)	第6講座	前半	コロナ禍でみえた日本の医療の課題 増田 剛 全日本民医連会長、埼玉協同病院院長
		第7講座	後半	日本の農業と自給率、食糧安保 長谷川 敏郎 農民運動全国連合会会長
10号館	1042 (60席)	第8講座	前半	高齢者の就労と貧困問題—下流老人問題の現在と未来 藤田 孝典 聖学院大学客員教授
		第9講座	後半	いのちのとりで裁判と生存権の意義 前田 美津恵 全国生活と健康を守る会連合会副会長 笹井 敏子 埼玉県生活と健康を守る会会長全生連全国理事 濱田 道子 生活保護基準引き下げ違憲訴訟埼玉原告
10号館	1041 (60席)	第10講座	前半	マイナンバーカードで、国民の管理？ 稲葉 一将 名古屋大学大学院法学研究科教授
		第11講座	後半	インボイス(適格請求書)とは何か？私たちの生活にどう影響するか？ 佐伯 和雅 税理士法人東京南部会計 代表社員 税理士
10号館	1052 (60席)	第12講座	前半	戦争する国づくりと教育 中嶋 哲彦 名古屋大学名誉教授
		第13講座	後半	原発とエネルギー問題 —岸田政権の原発回帰とGX脱炭素電源法の何が問題化— 野口 邦和 元日本大学准教授・元日本科学者会議原子力問題研究委員長、原水爆禁止世界大会運営委員会共同代表

分科会 13時～16時30分

号館	教室	分科会名称
◎ 10号館	1051 (60席)	沖縄と全国の米軍基地問題 小泉 親司 日本平和委員会常任理事
5号館	532 (52席)	「高齢者人権宣言」をどう活かしていくか 寺崎 由郎 日本高齢期運動連絡会事務局次長
5号館	552 (91席)	日本高齢者人権宣言と年金 鈴木 静 愛媛大学教授
◎ 10号館	1021 (210席)	社会保障への攻撃にどう立ち向かうか 岡崎 祐司 佛教大学教授
5号館	531 (255席)	「介護が必要な人が介護サービスを使えるように」 …介護問題と介護保険大改悪とたたかう 服部 真理子 立教大学教授
◎ 1号館	大会議室 (102席)	医療費無料化、自己負担ゼロが今こそ求められる 長友 薫輝 佛教大学准教授 折田真知子 日の出町町会議員 神奈川県保険医協会
◎ 10号館	1031 (108席)	住民主体のまちづくり「いつまでも住み続けたいまち」 …(1) 多世代が知り合ってつながり豊かな地域づくり 室田 信一 東京都立大学 人文社会学部 人間社会学科 准教授
10号館	1032 (108席)	住民主体のまちづくり「いつまでも住み続けたいまち」 …(2) 認知症になっても安心して暮らせる社会(地域)をつくるために 山田 智 東京・健友会(中野共立病院) 医師
5号館	553 (63席)	交通・足の問題 可児 紀夫 愛知大学地域政策学部地域政策学センター研究員
10号館	1043 (60席)	住まいは「人権」…住宅政策を見直す 佐藤 和宏 高崎経済大学准教授
5号館	551	高齢期を生き生きさせる文化活動 …短歌の力で、世の中を変えよう! 津田 道明 新日本歌人協会副代表
10号館	1022 (60席)	高齢期運動は地域から、高齢期が地域で人間らしく生きる運動を上げよう 小嶋 満彦 東京高齢期運動連絡会副会長
10号館	1033 (60席)	歯科講座 森元 主税 歯科医師
10号館	1053 (84席)	加齢による難聴に対する補聴器助成 杉原恵子 言語聴覚士



＊ ＊ 夜の交流会 17時～19時 ＊ ＊

5号館	552 (91席)	みんなで聞こう 「人権を守る民衆の闘いが社会保障を前進させた」 篠崎 次男 日本高齢期運動連絡会顧問
5号館	551	高齢者大会 井戸端会議 久々の井戸端会議開催！ 日頃の思いを大いに語り、全国あちこちのみんなの元気を分かち合おう 森 芙紗子 横井 妙子
10号館	学生食堂 (240席)	うたごえ広場 東京の夜空にうたごえ

◆ ◇ 移動分科会 ◇ ◆ 申し込み期間10月1日～10日

(1) 東京大空襲・戦災資料センター 定員

行程 大正大学 バス出発 ⇒ 東京大空襲・戦災資料センター
空襲体験者のお話・センター内見学 ⇒ バスで大正大学へ(解散)
特別参加費：1,000円・入館料：300円

アジア太平洋戦争の末期、1945年3月10日、アメリカ軍の無差別爆撃によって東京の下町一帯は焼け野原になり、約10万人もの人びとが命を奪われました。東京大空襲・戦災資料センターは東京大空襲をはじめとする空襲や戦争による一般民間人の被害の実相を明らかにし、それを伝えています。当日は、東京大空襲体験者からお話を聞きセンターを見学します。



(2) 北区戦跡ウォーキング

行程 現地集合 北とぴあ前
JR王子駅 徒歩 4分
東京駅 ⇒ JR京浜東北線(20分) ⇒ 王子駅
☑ウォーキングです。歩きやすい服装・靴で参加してください
☑王子駅には大きな荷物用のロッカーはありません



旧陸軍にゆかりのある戦跡をめぐりながらのウォーキングです。地元のガイドが案内します。
右の写真は東京第一陸軍造兵廠第一製造所(旧陸上自衛隊十条駐屯地 275号棟)の赤レンガ倉庫



(3) 靖国神社・遊就館

行程 大正大学 バス出発 ⇒ 靖国神社・遊就館
⇒ バスで大正大学へ(解散) 車内でレクチャー有
特別参加費: 1,000円 入館料 800円



靖国神社は戦前、国民を侵略戦争へ動員する精神的支柱の役割を果たしました。戦後も日本の侵略戦争を美化する特異な施設です。遊就館(ゆうしゅうかん)では侵略戦争を正当化し、美化する展示やビデオ上映をしています。日本国憲法と相いれない施設ですが、多くの国会議員も参拝します。日本の平和を守るためにも、戦争への道を進む動きをしっかりと学びましょう。当日はバスの中で、専門家の方のお話があります。

(4) 東京の山宣の足跡をたどる

行程 現地集合 東京山宣会事務所 千代田区労連事務所内
(最寄りの駅はJR水道橋駅 西口徒歩2分)

住所: 千代田区神田三崎町 2-19-8 杉山ビル2階
東京駅⇒JR中央線(2駅)⇒お茶の水
駅⇒JR総武線⇒水道橋駅

資料代: 500円

東京山宣会の事務所でお話を聞き、ゆかりの場所を案内していただきます。

☑歩きやすい服装・靴で参加してください。雨具も用意してきてください

☑荷物は事務所に預けられます



やってみよう!

高齢者大会をユーチューブで視聴してみませんか

東京大会でも参加申込された方に全体会と6つの学習講座・分科会をユーチューブで配信します。そこで、少し自信のない方に、実際に体験していただこうと思います。

京都大会で好評でした山極壽一さんの記念講演です。是非視聴してみてください。

(1) <https://youtu.be/rSi8BbXN6xg>

(2) <https://x.gd/2023test>

..(1)でも(2)でも同じに接続します。



東京のすみずみから、全国各地から、第36回日本高齢者大会に参加しましょう

はっぴゃくやちょう

第36回日本高齢者大会in東京 東京実行委員会
〒170-0005
東京都豊島区南大塚3-1-12 生方ビル4F
TEL 03-5956-8781/FAX 03-5956-8782
E-mail tokyo.koureiki@gmail.com

8月1日から参加受付開始します

大会リーフレットが出来上がりましたので今月末に各団体に参加要項と申込書を発送します。



◆申込期間 受付開始8月1日(火)

第1次集約9月30日(土)10月1日以降も受付

◆申し込み方法

- (1) 地域団体でまとめ、申し込み用紙で FAX又はメールで事務局へ送付
- (2) 申込書の住所・氏名は明瞭に記載
- (3) 用紙が2枚以上になる場合は1枚ごとに 合計金額を書いて下さい。
(振り込みは一括でOKです)
- (4) FAXの場合は03-5956-8782へ
- (5) メールの場合は

Koureishataikai.sanka@gmail.com

へ申込書のファイルを添付で送付

- (6) Web参加の場合は使用するアドレスからメールで申し込んで下さい。
- (7) 上記以外の受付方法が必要な場合は事務局にご相談下さい。

◆参加の仕方

- (1) 参加申し込みされた地域・団体・個人に①大会のしおり②参加証③資料を10月に送付します。
- (2) 大会当日は参加証(ワッペン)を服などの見える場所に貼り、しおりを持参して参加してください。
- (3) 講座・分科会の参加希望は取りません。希望の教室が満席の場合は他の教室へ参加して下さい。

◆参加費の支払い

郵便振替で下記の口座へ入金して下さい
(団体名・個人の場合は参加者名を正確に記載して下さい)

口座記号・番号 00190-0-602462

加入者名 日本高齢者大会東京実行委員会

◆移動分科会申し込み

移動分科会の申込用紙を使い10月1日から10月10日正午までに東京実行委員会へFAXで申し込んで下さい。定員を超えた場合は抽選となります。

短歌を募集します

(テーマ自由)

申し込み ハガキに1首書いて下さい

宛先 新日本歌人協会宛

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-40-8

大久保商事ビル3F

*県名・名前・住所・連絡先(電話・FAX・メールアドレス)を明記 ハガキで申し込んで下さい

締め切り：9月30日必着



東京実行委員会第8回会議

7月25日に第8回会議を行い、各講座、分科会、全体会の準備状況や当日の運営、参加者の組織などについて話し合いました。



移動分科会—北区戦跡ウォーキング —雨が降っても出来る様に—

北区戦跡ウォークを担当する北区実行委員会では雨が降った場合の事も考えて準備を進めています。

北区には「東京第一陸軍造兵廠」をはじめ沢山の軍閥連施設がありました。それらの史跡を巡りながら平和について考えましょう。

募集定員は20名です

移動分科会の申し込みは10月1日から10日正午までに移動分科会の申し込み用紙で東京実行委員会へFAX(03-5956-8782)で申し込んでください。定員を超えた場合は抽選になります。

三多摩から1日510名2 日間で1020名目標

三多摩実行委員会はこの間実行委員会を開いて取り組みについて検討を重ねてきました。第1分科会「沖縄と全国の米軍基地問題」の担当団体を横田基地を撤去する西多摩の会が、第8分科会「認知症になっても、…」を三多摩健康友の会が担当します。

基地問題、「PFAS」問題なども深刻です。この間三多摩地域では補聴器補助の運動も繰り広げてきました。

参加目標も検討してきましたが1日510名の参加者を組織しようと検討しています。



東京土建は200名目標

東京土建のシニア世代は23,000人強、シニアの会に組織されているのが20,500人程。これから各支部に通達を出して参加組織を強めていく。目標は200名、都本部で参加者をまとめる。

「住まいは人権」人権宣言

第10分科会「住まいは人権—住宅政策を見直す」を担当するNPO建築ネットワークでは、高齢者人権宣言にも書かれている「住まいは人権」を深める分科会にしようと呼びかけています。ネットワークに参加している団体に呼びかけて30名ぐらいの参加を目指しています。

地域での運動おこし 「日本高齢者人権宣言」の 具体的取り組みを進めるため に—第12分科会

担当の東京高齢期運動連絡会の小嶋満彦さんと関係者数名で分科会の意義や進め方、準備などについて話し合いました。

今の高齢者の生活実態を把握する必要性、行政で進められる地域福祉計画・地域共生社会構想をどうとらえ運動化していくか、先進的事例はないか。

東京での自治体要請行動は重要、高齢者の要求をつかみ、すべての自治体で要請行動を取り組みましょう。取り組んだ成果や課題を高齢者大会に持ち寄りましょう。第12分科会で交流し議論し課題を整理して次年度の運動につなげていきましょう。

地域・団体の取り組み状況 をお知らせください

皆さんの地域や団体でさまざまな取り組みが行われていると思います。なかなか取り組みが進まないなどの悩みもあると思います。皆さんからの投稿が参考になる場合もあるかと思えます。是非取り組み状況をお知らせください。写真も歓迎します。

下記のメールアドレスをお願いします
tokyo.koureiki@gmail.com

新生存権裁判東京ニュース

発行：生存権裁判を支える東京連絡会 ☎03-5960-0266 2023年8月15日

新たな裁判長は好印象 「これは勝てる」と弁護団から手応え － 7月21日、口頭弁論日の報告－



この日、地裁前での宣伝行動には約40名が参加、傍聴には約60名が参加しました！

7月21日東京地裁103号法廷で第16回口頭弁論が行われました。今回から裁判長が交代して、原告有利の雰囲気が変わってしまうのでは？と懸念していましたが、田所弁護士からは「前の裁判長よりも好印象に感じた」ということでした。

裁判では、被告側からスライドを使った説明が行われました。内容は、当時の厚生労働大臣が行った保護費引き下げに間違いはなかったという主張でした。しかしその中身は、デフレ調整を行った当時の説明とは異なるものでした。そもそもデフレ調整とは、物価が下がって生活が楽になったとされ、その分だけ保護費を下げて調整するといったものでした。しかし生活保護以外の国民の生活がリーマンショックで苦しくなったから、その分生活保護のみなさんも我慢してくださいという理由で引き下げたというふうに説明が変わっていました。

裁判後の三者協議では、裁判長からいくつか質問を受け、それに時間がかかったそうです。そこで新しい裁判長は、きちんと自ら考え、決断を下そうとする姿勢が感じられ、「これは勝てる」と思えた田所弁護士から裁判後の報告集会で発言がありました。

また集会には、一部勝訴判決をすでに勝ち取った東京の先発の「はっさく裁判」弁護団から高田弁護士が参加しました。はっさく裁判では、控訴に向けた打ち合わせをしているところとの事です。高田弁護士は、今日の裁判にも参加されており、「はっさく裁判の時には、国はスライドを使った説明などは一切行わなかった」「負けたから今回はこういう弁明をしてきたんだなと思った」「はっさくも、高裁の方でもしっかり勝っていきたい」「一緒にがんばりましょう」と発言がありました。

原告の方からは、「家族が誹謗中傷の被害を受けており、非常に怒りを感じている」「わたしたちの生活をなにも知らずとせず、ただなにもせず怠けているという人がいるが許せない。抗議の声をあげていきたい」という発言や、「ネットで誹謗中傷を受けている。この裁判のことを発信したところ、さらに税金をもらおうとしているのかと言われた」「生活保護で楽をしようとしているわけではない。障がいや病気もあり、1日1日を毎日どうやって生きていこうかと考え生活している。自分のこうした立場から何か学べないか、発信できないかと考え駅頭で署名活動や学習会を行っている」といった発言がありました。



集会の最後に、窪田事務局長から以下の訴えがありました。

今回の傍聴は約60人の参加となりましたが、傍聴席は84席あります。次回10月16日は、原告の意見陳述も行われます。次回はさらに周りの人に呼びかけて、傍聴席があふれるくらいにしましょう。社会が注目しているということを示して、公正な判決を得て勝利しましょう。

また その前の9月9日には、巣鴨駅前で行います。署名は判決が出るまでに5万筆を集める目標です。本日提出した分で3万筆となりました。あともう一息、頑張りましょう。

10月7日には「原告を励ますつどい」を立川の会場を借りて開催する予定です。

本日は、はじめて取材に訪れたマスコミの方、複数政党からの参加もあり、支援の輪が広がっている状況です。勝利判決に向けて、引き続き頑張っていきましょう。

今後の予定

口頭弁論

10/16 (月) 13時半～ 原告数名から生活実態を伝える意見陳述を予定
12/12 (火) 13時半～ 結審
年明け2月～3月 判決

街頭署名・宣伝行動

9月9日 (土) 17時～ 巣鴨駅

原告を励ますつどい

10月7日 (土) 地域保健企画ビル6階会議室 (立川)



署名集め、法廷への傍聴、街頭宣伝へのご参加、心よりお願いいたします。

原告を励ます つどい

とき

10月7日(土)

午後2時(1時半開場)～

参加
無料

ところ

地域保健企画ビル6階

(JR立川駅、西国立駅 徒歩5分)



ふろぐらむ

学びましょう!

新生存権裁判のたたかいと
生活保護法から生活保障へ
講師：田所 良平 弁護士

(三多摩法律事務所)

交流しましょう!

10月16日の原告の意見陳述、12月12
日の結審、来年春の判決にむけて、原告
と支援者が交流を深め、世論を広げ、勝
利判決を勝ち取ろう!

問合せ先：生存権裁判を支える東京連絡会 (事務局)
東京社会保障推進協議会 (03) 5395-3165
東京都生活と健康を守る会連合会3 (03) 5960-0266

新生存権裁判東京

みなさんの裁判傍聴署名協力をお願いします



日時 **10月16日(月)**

集合時間 **12:30**

集合場所 **東京地裁前**

12:30~13:00 地裁前宣伝行動、署名提出

13:30~ 103号法廷 口頭弁論傍聴

閉廷後、報告集会会場へ移動

16:00~ 報告集会 (法廷が延びた場合は閉廷45分後)

※会場 第2衆議員会館 第1会議室

原告の方には交通費が
です。

ひとり
みんな
はみんな
のため
に

街頭<<宣伝・署名>>行動

[とき] **9月9日(土)17時~18時**

[ところ] **JR巢鴨駅 駅頭**

提訴以来8年が経過する新生存権裁判は、全国29の地裁で、30訴訟が争われ、これまでに21の地裁で判決(2023.5.31現在)が出され、原告が11勝10敗と勝ち越し、原告優位の状況になってきています。

来年3月末までには後発の東京地裁での判決が出される予定です。

今年は、勝利判決に向けての正念場!東京でも新生存権裁判での必勝をめざし、多くの方のご協力をお願い致します。



主催: 生存権裁判を支える東京連絡会

連絡先: 〒170-0005 豊島区南大塚3-51-2大塚齊藤ビル1階(都生連)

Tel.03-5960-0266 Fax03-5960-0268

2023年 8月 吉日

区市町村 国民健康保険担当課 御中

東京社会保障推進協議会

事務局長 窪田 光

「国民健康保険」に関するアンケートへのご協力をお願い

日頃より、国民健康保険制度の円滑な運営と充実にむけてご尽力いただきありがとうございます。またコロナ禍による困難な中、住民のいのちと暮らし、営業を守るために奮闘されていることに敬意を表します。

私たち東京社会保障推進協議会（略：東京社保協）は、都内の地域、市民、労組などの82の団体が加盟する組織として、社会保障制度充実のために活動している協議会です。同様に全国でも87の団体が活動しています。

今年も、例年お忙しいところ大変お手数をおかけ致しますが、12回目となる都内全自治体へ「国民健康保険アンケート」を実施させていただきます。何卒ご協力をお願いいたします。

なお、回答につきましては、2023年9月25日までにメール又は郵送・FAXで東京社会保障推進協議会宛ご返送ください。

このアンケート結果は、メディア等も含めて公表する事をご了解ください。不明な点につきましては、担当までお問い合わせください。

【回答送付・問合せ先】

東京社会保障推進協議会（東京社保協）

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館 6F

☎. 03-5395-3165 担当：窪田、小川

FAX：03-3946-6823

Mail：syahokyo.tokyo@gmail.com

（または「東京社保協ホームページ」の”Mail”よりアクセスください）

2023(令和5)年度「国民健康保険」に関するアンケート

区市町村名 _____

担当部課 _____ 記入者氏名 _____

※ 直接連絡を取る場合の連絡方法をご記入ください。

① 電話 (_____ 内線 _____)

② FAX (_____)

③ メール (_____)

貴自治体の全世帯数<2023(令和5)年6月1日現在>

※ 6月1日現在の統計数がない場合は、直近の統計数をご記入してください。

2023(令和5)年 _____ 月 _____ 日現在

世帯数 _____ 世帯 総人口 _____ 人

うち 75 歳以上 _____ 人

1. 国民健康保険加入状況<2023(令和5)年度の国保料(税)賦課について>

1) 国保料(税) 賦課の本算定日 2023(令和5)年 _____ 月 _____ 日

2) 賦課期日現在の国保加入状況について

① 国民健康保険・加入世帯数 _____ 世帯 人数 _____ 人

② 所得割が賦課されている世帯数 _____ 世帯

③ 所得割が賦課されている世帯の内住民税非課税世帯数 _____ 世帯

④ 均等割・平等割のみの世帯数 _____ 世帯

⑤ 7割軽減の世帯数 _____ 世帯

⑥ 5割軽減の世帯数 _____ 世帯

⑦ 2割軽減の世帯数 _____ 世帯

※ 6割、4割軽減の自治体は、⑥7割を6割に、⑦5割を4割と読み替えてください。

⑧ 0歳から18歳までの国保加入者数 _____ 人

※ 賦課期日現在で把握していない場合は、2022年度の国保実態調査に基づく被保険者数

2. 国民健康保険料(税)の収納状況等

※ 2022(令和4)年度国保会計決算時の数字をご記入してください

年 度	全被保険者・現年度分(%)	全被保険者・滞納繰越分(%)	合 計 (%)
2022(令和4)年度			

3. 国保特別会計の繰入の内訳をお聞きします。

①国保特別会計の歳入合計と内訳について金額をご記入ください。(単位・千円)

※ 各項目の合計が「歳入合計」と一致するようにご記入ください

歳入合計	_____	(千円)
「保険料(税)」	_____	(千円)
「保険給付費等交付金普通交付金」	_____	(千円)
「保険給付費等交付金特別交付金」 (都道府県繰入金、特別調整交付金、特定健診等)	_____	(千円)
「一般会計法定繰入」 (職員給与費等、基盤安定制度、出産一時金、財政安定化支援)	_____	(千円)
「決算補填等目的の一般会計法定外繰入」	_____	(千円)
「決算補填等目的以外の一般会計法定外繰入」	_____	(千円)
「保険給付費等交付金以外の都支出金」	_____	(千円)
「市町村国保財政安定化基金等の基金からの繰入金」	_____	(千円)
「その他」	_____	(千円)

②基金の残高について(単位・千円)

※ 国保会計に基金が無ければ「なし」、在れば「名称と残高」をご記入下さい

基 金 名	2023(令和5)年6月1日現在の残高

4. 滞納状況など<資格喪失者を含まない 2023(令和5)年6月1日現在>

1) 国保料(税)滞納世帯数 _____ 世帯

2) 上記滞納世帯数の内18歳までの子どものいる世帯数 _____ 世帯

3) 国保の資格証明書、短期保険証交付状況について

※ 交付がない場合は0(ゼロ)と記入し、理由についてもご記入ください

資格証明書交付世帯数 _____ 世帯 (理由) _____

短期保険証交付世帯数 _____ 世帯 (理由) _____

① 短期保険証の有効期間 _____ か月と _____ か月と _____ か月と _____ か月

② 短期保険証の発行に当たり、窓口での留置きはありますか

_____ ・ ない _____ ・ ある (_____ 世帯分、内18未満の子どもの保険証 _____ 人分含む)

留置きされている具体的な理由をご記入ください。

③ 資格証明書・短期保険証の交付をやめた自治体への質問です。資格証明書・短期保険証の交付をやめた理由はなんですか？

4) 国保料(税)の滞納対策について

① 財産差し押さえの件数と内訳

期 間	延べ件数	預貯金件数	保険件数	不動産件数	動産件数	その他件数
2021(令和3)年4月1日～ 2022(令和4)年3月31日						
2022(令和4)年4月1日～ 2023(令和5)年3月31日						

② 差押え合計金額と換価の件数・金額など

期 間	差押え 合計金額(円)	換価 件数	換価金額(円)	滞納処分の執行停止		不納欠損処分	
				件数	金額	件数	金額
2021(令和3)年4月1日～ 2022(令和4)年3月31日							
2022(令和4)年4月1日～ 2023(令和5)年3月31日							

③ 財産調査<2022(令和4)年度>の実施について

・ していない ・ 実施した(件数 _____ 件)

④ 預貯金口座の差押にあたり、その口座が「給与・年金・公金受取」の口座になっているのか、事前確認調査を実施していますか？

・ している ・ していない

⑤ 時効等で不納欠損処理された金額は次年度国保料(税)に上乗せされることがありますか？

・ ある ・ ない

⑥ 国保料(税)の収納対策の専門部署はありますか

・ ない ・ ある(部署名 _____)

5. 直近の国保料(税)の決定について

① 国保料(税)決定通知書の発送日 _____月_____日

② 決定通知発送日から現在までの国保加入者からの問合せ

来庁者 _____人、 電話問合せ _____件、 メール _____件、 その他 _____件

③ 問合せ内容(具体的にご記入ください)

6. 減免制度について

① 子どもの国保料(税)(医療分・後期支援分の均等割額)の貴自治体独自の減免制度について

・ ある ・ ない

対象世帯 子どもの人数 _____人以上 子どもの年齢 _____歳まで

減免世帯数 _____世帯

対象となる条件(例:世帯所得など) _____

② 国保法 44 条に基づく一部負担金の減免の制度について

※ 都の医療費公費負担事業(マル乳、マル子など)、都の難病患者支援制度は含みません。

・ ある (・ 条例 ・ 条例以外の場合は具体的に)

・ ない

・ 2022(令和4)年度中に減免申請した延べ世帯数 (_____ 世帯)

・ 2022(令和4)年度中に申請により減免された延べ世帯数 (_____ 世帯)

③ 国保法 77 条に基づく国保料(税)の減免の制度について

減免理由	災害	疾病	収入(所得)減少	失業	生活困窮	東日本大震災	旧被扶養者減免	収監
申請件数								
減免件数								
減免金額								

※ 件数がゼロでも、該当する項目がある場合には、○印を記してください。

④ 貴自治体で、国の制度に上乗せした自治体独自の軽減制度はありますか

「法定2割軽減摘要世帯のうち、申請により3割軽減を行う」(大阪市)、「就学援助等を受けた場合に保険料の減免」(静岡市、春日井市)、「市民税が非課税世帯は所得割額を賦課しない」(横須賀市)、「元々所得が少ない世帯で保険税を負担すると生活保護基準以下になる場合に減免」(山形市)など独自に国保料(税)の減免制度を実施している自治体があります。

・ ある ・ ない

ある場合は具体的な制度内容のご記入をお願いします

・ 2022(令和4)年度に減免の申請した延べ世帯数 (_____ 世帯)

・ 2022(令和4)年度に申請により減免された延べ世帯数 (_____ 世帯)

⑤ 新型コロナウイルス感染症による国保料(税)減免と傷病手当について

※ 実施していない場合は「なし」とご記入ください

年度	減免件数	減免決定額(円)	傷病手当件数	支給決定額(円)
2021(令和 3)年度分				
2022(令和 4)年度分				

7. 国保の健康診査について

- ① 健康診査の自己負担はありますか 　　・ ない　　 　　・ ある　　（負担額 円）
- ② 昨年度の健康診査の受診率について 2022(令和4)年度実績 %
- ④ 人間ドックへの助成制度 　　・ ない　　 　　・ ある　　（補助限度額 円）

8. マイナンバー法の改定により従来の保険証が廃止となることについてお尋ねします。

- ① 短期被保険者証が廃止されることとなります。今後、保険料(税)滞納者に、自治体としてはどのような対応を検討されていますか？

- ② 紙の資格証明書が廃止されます。自治体として、特別療養給付の通知はどの時点で行われる予定ですか？ また、保険医療機関等との関係調整はどのようにする予定ですか？

- ③ マイナンバーカードに紐づけられた「公金受取口座」は、差押えの対象口座になりますか？

　　・ 対象になる　　 　　・ 対象にならない　　

ご協力ありがとうございました。

<東京社保協として提出>

健康保険証の廃止中止を求めることに関する請願

<紹介議員>

<請願事項>

- 1、東京都は現国民健康保険証の交付を継続してください。
- 2、健康保険証の廃止を中止するよう、都議会として国に意見書を提出してください。

<請願主旨>

第 211 回国会における改正マイナンバー法の成立により、現健康保険証が 2024 年秋に廃止されることになりました。これにより、任意であるマイナンバーカードの取得が事実上義務化されることにもなりました。マイナンバーカードを取得していない者は、申請による資格確認書が交付され、現行の短期証や資格証明書も廃止されることになりました。健康保険証は従来の保険者の発行義務から被保険者の申請により交付されることとなり、なんらかの理由で申請できない者にとって受療権が大きく棄損されるばかりか、日本の皆保険制度そのものも危うくなりかねない懸念があります。

また、保険証とマイナンバーカードの一体化により、医療機関にはオンライン資格確認が義務化され、対応できなければ、閉院・廃業を迫られる事態となっています。そうなれば、高齢になっても奮闘されている近所のかかりつけ開業医がなくなりかねず、もっとも生活に身近な地域医療の提供体制が後退することにもなります。

この様に、現行健康保険証の廃止は、医療提供も受療の機会も後退させる結果を招く結果をもたらすこととなります。

また、保険証とマイナンバーカードの一体化により、他人情報の誤登録、保険証の変更や一部負担割合が更新されていない、資格確認機器や回線のトラブルなどが多発し、医療現場では、命や健康にもかかわる多大な負担と混乱が続いており、厚労省は、トラブルに備えて、従来保険証の携行も勧める始末で、一体化にむけて杜撰な計画が露呈しています。

さらに、高齢者介護施設においても、自らの管理が不安なことから、ほとんどの入所者の保険証を施設側で預かり厳重に管理している現状に照らしても、マイナンバーカード保険証の管理やその更新手続きはとても出来ないとの懸念が示されています。現健康保険証の廃止は、混乱を招き、人手不足の医療や介護現場にはさらなる負担を負わせることにしかりません。

さらに医療や介護給付削減が続けられる中で、現保険証とほぼ同じ機能の資格確認書交付で毎年 241 億円超の費用が生じることはとても許容できません。河野デジタル相は「自分の情報が正しいかマイナポータルで確認して欲しい」と、さらなる個人情報漏洩に対して全く危機感も持っていない議会答弁をしています。個人情報に対する認識がこの程度の政府に、とても機微情報の扱いを委ねる訳にはいきません。直ちに運用をストップして情報総点検をすべきなのです。

上記の様々な問題点や懸念からしても、東京都は現国民健康保険証の交付を存続させてください。また、国に対して健康保険証の廃止を中止するよう、都議会として意見書を提出してください。

<人権としての医療介護東京実行委員会として提出>

現行の健康保険証の存続を求めることに関する請願

<紹介議員>

<請願事項>

- 1、現行の国民健康保険証を存続してください。
- 2、現行の健康保険証を存続させるよう、都議会として国に意見書をあげてください。

<請願主旨>

政府は、都民が現在使用している健康保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化した健康保険証か、資格確認書によって医療保険の資格を確認することとしています。しかし、このどちらも取得するには、自ら申請し、交付を受けなければなりません。これにより、申請が困難な者や失念した者は、保険料を納めていても、自らの保険資格を証明する手段がないこととなります。これでは医療を受ける権利が著しく損なわれたも同然の状況が生じることとなり、さらには国民皆保険制度をも崩れていくことが懸念されます。

そもそもマイナンバーカードと健康保険証を一体化することに道理がありません。マイナンバーカードは、例えばクレジットカードのように自ら個人情報を保護する上でも暗証番号や生体認証を理解し、活用判断が可能な者が所持することを前提としたカードです。一方、保険証は、本人認識や活用判断如何に拘わらず受療できる資格を示すだけのカードで、同一のカードにそれぞれ性質や機能が違ったものを一体化することに無理があります。

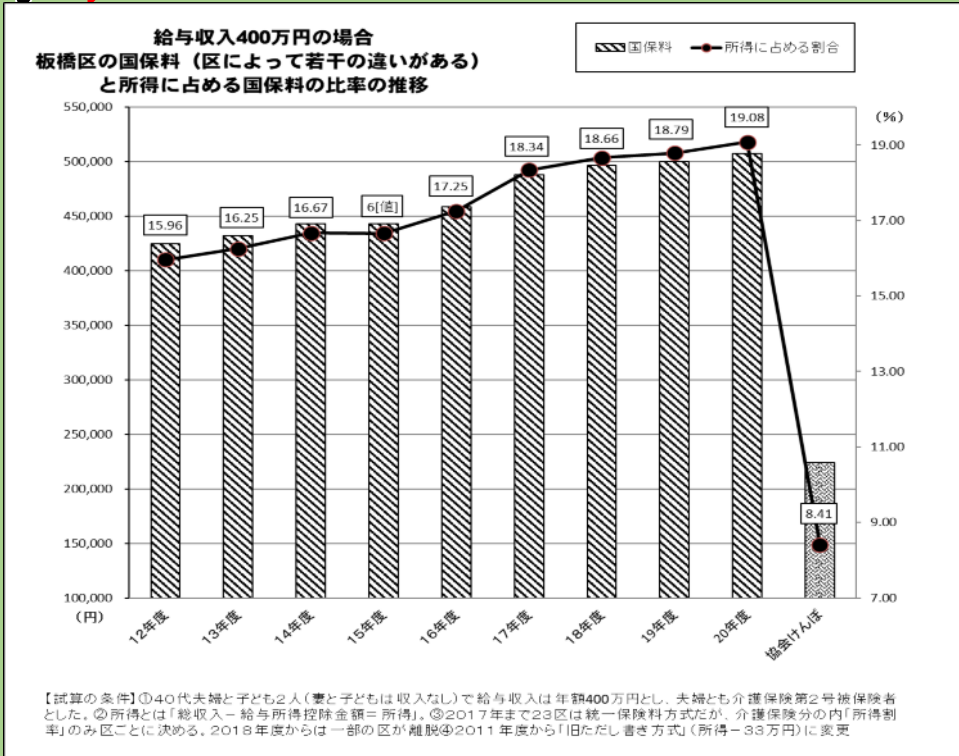
現行の保険証の制度は、長年かけて課題を乗り越えながら改善運用され、医療提供側にも受療側にも大きなトラブルはありませんでした。それをマイナンバー保険証のみにしていかなければならない理由の説明は何一つされていません。現行の国民健康保険証を廃止して、マイナンバーカードと一体化した、マイナンバー保険証のみとするならば、少なくともその運営主体でもある東京都は、長年安定した実績を持つ運用制度を変えてまで国民健康保険証を廃止する道理ある説明を都民にする必要があります。その点は当然に国においても同じですが、これまでにマイナンバー保険証のみにしなければならない理由は、説明されていません。

都民の受療する権利を少しも後退させないために、東京都は現行の国民健康保険証を存続し、今まで通り被保険者に交付してください。また、現行の健康保険証を存続させるよう、都議会として国の関係機関に意見書を提出してください。

チラシ部分はイメージ

コロナ禍の中
いのちを脅かす

国保料(税)の引き下げを!



【高すぎます。世帯所得の2割近い国保料(税)】
国民健康保険は、赤ちゃんも無収入の高齢者、無職の配偶者にも応益分として、すべての加入者に保険料にかけています。ここに高すぎる国保料(税)の根本原因があります。一方、被用者保険(社会保険)は、本人の収入に応じて保険料を決めるので、家族の人数によって保険料が増えることはありません。

「高すぎる国保料(税)の原因の一つが「均等割」

カット

都民のみなさん、公的医療保険の中で、都と区市町村が運営する国民健康保険だけが表のように、家族が増えれば5万円以上ふたんがふえる仕組みで高すぎる国保料(税)となっているのです。

政府はしきりと「子育て支援」を訴え、子どもの国保料(税)軽減を認めています。本当に子育て支援を強めるのであれば子どもの保険料や病院窓口での負担軽減を実施すべきです。都も子育て世代の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を都は整備すべきです。多くの都民のみなさんの署名で国保料の引き下げを実現させましょう。

医療保険の種類		2020年度子どもの年間保険料※1		
		子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人
被用者 保険	協会けんぽ	0円	0円	0円
	健保組合	0円	0円	0円
	共済組合	0円	0円	0円
国民健康 保険	23区の場合※2	5万2800円	10万5600円	15万8400円
	市町村平均※3	3万5766円	7万1532円	10万7298円

※1:子どもの保険料は医療分と後期高齢者支援分の均等割の合計額です。

※2:千代田区、中野区、江戸川区を除く20区の金額です。

※3:市町村は、自治体ごとに異なるので平均額です。お住いの自治体の金額は各自治体にお問い合わせするか、東京社保協事務所までご連絡ください。

高すぎる国民健康保険料（税）を引き下げ 誰もが安心できる国民健康保険制度の実現を求める請願

【請願趣旨】

新型コロナウイルス拡大と諸物価の高騰による影響が健康、くらし、生活を大きく脅かしています。こうしたもとで高すぎる国民健康保険料（税）が従前にも増して都民を苦しめ、滞納へのペナルティによって保険証を取り上げられた世帯をはじめ、保険証があっても窓口負担が払えず受診をためらい重症化し、さらには死亡するなどの悲惨な事態が起っています。

市区町村国保の加入者の多くは、年金生活者、非正規雇用の労働者、離退職等による無職者など所得が低く、東京都の法定減免世帯の割合は45.7%（2021年度）に達しています。また、国保組合加入者は市区町村国保よりも重い負担をしながら自分達の国保を運営しています。そして医療保険の中でも、市区町村国保・国保組合ともに、被保険者の所得水準が低いにもかかわらず、国保料（税）には家族の数に応じて負担が増える「均等割」（国保組合は「家族保険料」）があるために、1世帯当たりの保険料（税）は、協会けんぽの約2倍となり、子育て世帯ではさらに負担が重くなっています。

高すぎる国保料（税）を引き下げるとは、都民のいのちと暮らし、健康をまもり、国民皆保険制度の安定のためにも必要な措置です。そのためにも国とともに東京都が率先して必要な財源を確保すべきです。

高すぎる保険料（税）を引き下げのために、以下のことを請願します。

【請願事項】

1. 国保料（税）を協会けんぽ並みに引き下げてください。そのためにも、国保への公費投入の増額を国に求めてください。都としても国保料（税）を引き下げのためにさらなる軽減策を講じてください。
2. 国保料（税）を引き下げのため、均等割の軽減を国に求めてください。とりわけ未就学児の均等割5割軽減が実現しました。引き続き、均等割軽減の対象年齢と割合の拡大を国に求めてください。また、東京都としても、均等割軽減の拡充策を講じてください。
3. 4年にもおよぶコロナ禍と急激な物価高騰の中で、高すぎる国保料（税）は、従来にもまして国保加入者の生活を困難にしています。東京都は高すぎる国保料（税）の引き下げのために、法定外繰り入れの解消強要ではなく、都内自治体の国保財政を支援してください。
4. 新型コロナウイルス感染症対策として行われてきた国保での「傷病手当金支給制度」を恒常的な制度とすること。また「出産手当金支給制度」の創設を国に求めるとともに、東京都としても実施してください。
5. 国保組合の育成、強化について、引き続き、支援をしてください。

お 名 前	ご 住 所

※この署名は、憲法16条で保障された請願権に基づいて行うもので、この請願の目的以外には使用しません。

取扱い団体：東京社会保障推進協議会・東京民主医療機関連合会・東京土建一般労働組合・東京地方労働組合評議会
問合せ：東京社会保障推進協議会 〒170-0005 豊島区南大塚2-33-20 東京労働会館6階 TEL03-5395-3165 E-mail: syahokyo.tokyo@gmail.com

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）

2021（平成31）年度

都道府県名	東京都
保険者名	合計
都道府県・保険者番号	

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般保険者分）

均一・不均一賦課の別	均一賦課	不均一賦課
	62	0

保険料、保険税の別	料	税	保険料（税）賦課方式	4方式	3方式	2方式	その他	保険料（税）徴収回数	回
	25	37		5	2	55	0		-
保険料（税）算定額	保険料（税）軽減額	災害などによる減免額	その他減免額	賦課限度額を超える額	符合増	符合減	増減額	保険料（税）調定額	
301,953,201	24,963,137	3,118,904	521,482	52,426,985	11	51	3,772,088	218,786,365	千円
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	千円	
199,971,706	17,288	101,881,338	82,869	%	%	円	円		
				5.95	39.24	30,726	15,731		
課税対象額		課税対象者世帯数	保険料（税）軽減世帯数	災害などによる減免世帯数	その他の減免世帯数	賦課限度額を超える世帯数	課税対象被保険者数	賦課限度額	
所得割	資産割								千円
47,992,909	11,634	2,025,315	924,796	28,341	13,231	46,680	2,831,252	628	千円
所得割の算定基礎	課税総所得金額（基礎控除）		課税総所得金額（各種控除）		市町村民税の所得割額		市町村民税額等		その他
	62		0		0		0		0
資産割の算定基礎	固定資産税額等		固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額		その他				
	0		5		0				

法定減免世帯率 45.7%

2021年度国民健康保険 法定減免世帯率

国民健康保険事業年報より
%

%

順位	自治体名	法定減免世帯率	順位	自治体名	法定減免世帯率
1	奥多摩町	55.94	32	町田市	47.12
2	檜原村	55.63	33	狛江市	45.46
3	八丈町	52.54	34	中野区	45.41
4	青梅市	50.68	35	西東京市	45.39
5	武蔵村山市	50.28	36	台東区	45.18
6	荒川区	50.15	37	府中市	45.15
7	福生市	49.95	38	練馬区	45.06
8	昭島市	49.76	39	調布市	45.05
9	清瀬市	49.73	40	品川区	44.48
10	立川市	49.21	41	東村山市	44.40
11	羽村市	49.20	42	国分寺市	44.26
12	東久留米市	49.20	43	国立市	44.14
13	江東区	49.14	44	文京区	43.87
14	足立区	49.04	45	稲城市	43.87
15	北区	48.95	46	新宿区	43.59
16	大島町	48.95	47	大田区	43.37
17	墨田区	48.80	48	小金井市	43.14
18	新島村	48.75	49	三鷹市	42.77
19	八王子市	48.67	50	中央区	42.15
20	葛飾区	48.58	51	利島村	42.11
21	江戸川区	48.57	52	港区	41.64
22	板橋区	48.46	53	武蔵野市	41.36
23	日野市	48.36	54	目黒区	40.74
24	三宅村	48.37	55	杉並区	40.33
25	日の出町	48.24	56	小笠原村	39.82
26	瑞穂町	48.23	57	渋谷区	39.53
27	東大和市	48.21	58	世田谷区	39.46
28	あきる野市	48.07	59	神津島村	39.21
29	小平市	47.73	60	千代田区	37.52
30	多摩市	47.71	61	青ヶ島村	25.81
31	豊島区	47.67	62	御蔵島村	23.08

表24 都道府県別、保険者別1人当たり保険料(税)調定額(上位・下位) (市町村)

① 都道府県別1人当たり保険料(税)調定額(上位・下位)

順位	上位10都道府県		順位	下位10都道府県	
		円			円
1	東京都	105,050	1	沖縄県	66,658
2	佐賀県	102,998	2	福島県	71,850
3	神奈川県	96,830	3	鹿児島県	75,465
4	福井県	96,478	4	京都府	76,531
5	静岡県	95,358	5	岩手県	78,367
6	山梨県	94,199	6	宮城県	78,864
7	岐阜県	93,163	7	大分県	79,955
8	香川県	92,937	8	愛媛県	80,103
9	石川県	92,706	9	鳥取県	80,201
10	愛知県	92,123	10	秋田県	80,391

② 保険者別1人当たり保険料(税)調定額(上位・下位)

順位	上位10保険者		順位	下位10保険者	
		円			円
1	大潟村 (秋田県)	205,320	1	大川村 (高知県)	37,213
2	千代田区 (東京都)	155,457	2	大鹿村 (長野県)	42,388
3	小清水町 (北海道)	147,643	3	伊平屋村 (沖縄県)	43,381
4	猿払村 (北海道)	146,662	4	座間味村 (沖縄県)	44,422
5	平内町 (青森県)	144,530	5	東村 (沖縄県)	45,260
6	標津町 (北海道)	144,315	6	伊仙町 (鹿児島県)	45,299
7	別海町 (北海道)	143,808	7	天城町 (鹿児島県)	45,705
8	天塩町 (北海道)	143,495	8	渡嘉敷村 (沖縄県)	45,749
9	北竜町 (北海道)	141,896	9	栗国村 (沖縄県)	46,701
10	清里町 (北海道)	141,673	10	徳之島町 (鹿児島県)	48,900

(注1) 全国平均は 89,266 円である。

(注2) 保険料(税)調定額には介護納付金分を含んでいない。

(注3) 被保険者数は3月～2月の年度平均を用いて計算している。

(注4) 東日本大震災に係る旧避難指示区域等などを除いており、結果として上記の表から除かれた保険者は以下の通りとなっている。
 双葉町(福島県) 0円、大熊町(福島県) 496円、浪江町(福島県) 6,092円、葛尾村(福島県) 8,296円、富岡町(福島県) 8,349円、広野町(福島県) 9,300円、飯館村(福島県) 11,872円、楢葉町(福島県) 12,133円、川内村(福島県) 12,395円、南相馬市(福島県) 18,172円

表17 都道府県別、保険者別1人当たり医療費(上位・下位)
(市町村)

① 都道府県別1人当たり医療費(上位・下位)

順位	上位10都道府県		順位	下位10都道府県	
		円			円
1	島根県	488,549	1	茨城県	344,117
2	山口県	487,054	2	沖縄県	350,320
3	佐賀県	483,561	3	東京都	353,908
4	鹿児島県	477,783	4	埼玉県	359,100
5	大分県	473,793	5	愛知県	362,950
6	香川県	472,248	6	千葉県	364,332
7	長崎県	457,611	7	群馬県	371,915
8	高知県	454,207	8	栃木県	373,066
9	徳島県	447,697	9	青森県	377,763
10	熊本県	445,050	10	神奈川県	377,905

② 保険者別1人当たり医療費(上位・下位)

順位	上位10保険者		順位	下位10保険者	
		円			円
1	北山村 (和歌山県)	682,776	1	北大東村 (沖縄県)	183,947
2	芦北町 (熊本県)	668,980	2	三島村 (鹿児島県)	201,540
3	赤平市 (北海道)	628,746	3	檜枝岐村 (福島県)	214,241
4	大豊町 (高知県)	623,608	4	小笠原村 (東京都)	214,910
5	江津市 (島根県)	622,172	5	占冠村 (北海道)	231,276
6	いちき串木野市 (鹿児島県)	612,324	6	南牧村 (長野県)	235,157
7	直島町 (香川県)	608,187	7	竹富町 (沖縄県)	239,132
8	上野村 (群馬県)	599,135	8	多良間村 (沖縄県)	241,717
9	水俣市 (熊本県)	594,572	9	川上村 (長野県)	262,412
10	川本町 (島根県)	594,225	10	早川町 (山梨県)	267,903

(注1) 全国平均は 394,729 円 である。

(注2) 3月～2月診療ベースである。

各団体御中

多摩地域の保健所増設を求める会

多摩地域の保健所増設を都知事に求める要請への賛同のお願い

コロナ感染は、三多摩の保健所体制が23区と比べても極めて脆弱だということを明らかにしました。PFASの問題も公衆衛生を守る体制のたいせつさを明らかにしました。

私たちは、小池都知事に、保健所増設の要請を共同して提出して、世論と運動を広げるきっかけにしたいと考え運動を立ち上げました。下の資料を添付します。

- (1) 都知事への要請書
- (2) 保健所の役割
- (3) 三多摩の保健所の管轄と人口の資料
- (4) 運動への参加の回答用紙

- 1 ぜひ運動にご参加下さい。
- 2 ご賛同いただける団体は、(1)の要請書に団体名・代表者名を記入して、事務局にFAXでご送付下さい。
- 3 運動への参加の回答用紙に記入して、事務局にFAX(050-3728-4364)でご送付いただくか、下のフォームから賛同の回答をお寄せ下さい。
フォーム：<https://x.gd/sandou> QRコード →
- 4 9月に東京都への共同要請行動を設定します。日時・詳細は、登録いただいた連絡先に連絡します。ぜひご参加下さい。東京都への共同要請行動は、今後もくり返し実施します。
- 5 地域の運動を交流する場を設定します。日時・詳細は登録いただいた連絡先にお知らせします。



* この書類セットは、<https://x.gd/hokenjo>からダウンロードできます。

QRコード →



多摩地域の保健所増設を求める会

呼びかけ人

窪田 之喜 (三多摩健康友の会 会長)

杉井 静子 (ひめしゃら法律事務所 所長)

中山 和人 (コロナ対策三鷹市民連絡会 事務局長)

連絡先：北多摩西教育会館気付

メール：nakayamakazuhito@yahoo.co.jp

FAX：050-3728-4364

連絡は、メールまたはFAXで

東京都知事 小池 百合子 様

多摩地域で削減されてきた保健所の復活・増設を求める要請

多摩地域の都民は、コロナ禍の中で身近な地域に保健所がないために様々な困難に直面してきました。「保健所に連絡するように言われたが何度連絡してもつながらない」(市民)・「罹患者の把握ができず、自宅療養をしいられた市民に対し、命と生活を守る適切な支援が十分におこなえませんでした」(行政関係者)など切実な声が数多く寄せられています。

こうした実態は、都多摩府中保健所が6市の100万人もの人口を管轄しているなど、多摩地域の保健所が統廃合されて、広域化されたことに大きな原因があります。

感染症の危機は今後も様々な形で予想されると専門家が指摘しています。その時に、感染症対策の拠り所となる保健所体制の強化が必要です。

また、保健所は、感染症対策だけではなく、地域の公衆衛生をはじめとする健康課題全般を支える機関です。今回のコロナ禍の経験から保健所の機能強化・適切な規模で保健所を増設することは、都民の切実な願いです。

わたしたちは、都民の命と健康を守るために、次のことを要請します。

- 1 多摩地域の保健所管轄区域を見直して、住民や自治体と結びついた保健所をふやしてください。

2023年 月 日

団体名

代表者名

賛同の報告と、これからの取り組みのための連絡先の報告
(多摩地域の保健所増設を求める会 への報告用紙です。)

多摩地域の保健所増設を都知事に求める要請書に賛同します

団体名
代表者

【連絡先】

住所
アドレス

保健所増設に関する情報・賛同の広がりの様子・学習打ち合わせ会の案内などを送るので、連絡先（住所・アドレス）をお知らせ願います。

なお、フォームからご回答いただくこともできます。フォームへのアクセスは、下記のURLまたは、QRコードからお願いします。

<https://x.gd/sandou>



連絡先：北多摩西教育会館気付

メール：nakayamakazuhito@yahoo.co.jp

F A X：050-3728-4364

問い合わせは、メールまたはF A Xでお願いします。

保健所とは？

地域住民の健康を支えるため地域保健法に基づき都道府県、特別区（東京 23 区）などが設置する機関です。役割としては、感染症対策、災害時健康危機管理、被害者への適切な医療の確保など。また、難病や精神疾患などに関する相談を受け付けているほか、結核や感染症などの対策、薬事・食品衛生・環境衛生に関する指導など、専門性の高い業務を幅広くこなっています

保健所の役割とは？


医療・薬事

医療に関する相談
医療関係許認可、
医療従事者免許
など



健康危機管理

感染症対策（コロナ対策など）
災害時健康危機管理
被害者への適切な医療の確保 など



健康増進と病気の予防

エイズ、肝炎相談
食生活・栄養・栄養成分表示相談
生活習慣病・がん・たばこ対策 など



食品・環境衛生

食品衛生、飲料水の相談
食中毒の予防・検査
水質調査に関すること
旅館・理美容所等の許可等指導
狂犬病予防、動物愛護業務 など




環境保全

環境保全に関する相談
公害、
浄化槽関係の届出の受付、
監視指導 など



保健・福祉の相談サポート

子育て・療育相談・不妊相談
児童虐待・DVなど女性相談
知的・身体・精神・難病など相談
生活保護・母子・父子・寡婦福祉の相談サポート など



◇1981 年の第二次臨時行政調査会答申で保健医療に関して疾病の自己責任、国庫補助の引き下げ、民間活力の導入などが提言されました。84 年には保健所法が改定され、運営費が定率補助方式から定額補助方式に変更され、国庫負担の削減が進みました。翌年の「地方行革大綱」で保健所の統廃合、人員の削減、業務の民間委託が進められてきました。

◇全国の保健所の数 1989年 848⇒ 2020年 469 へと半減 多摩地域は 17⇒12⇒7

(資料) 東京都の保健所管轄区域と対象人口

1. 23区・・・設置主体は区で、各区ごとに保健所がある。(千代田区 6.7万人、中央区 17万人)
2. 多摩地区 人口の多い2市は、設置主体が市

八王子市・・・57.7万人 町田市・・・人口43.5万人

それ以外は、設置主体が東京都

保健所名と対象人口	対象自治体名	人口(単位:万人)
多摩府中保健所 105.8万人	武蔵野市	14.9
	三鷹市	19.4
	府中市	26.3
	調布市	24.1
	小金井市	12.7
	狛江市	8.4
	青梅市	13.2
	福生市	5.7
	羽村市	5.4
	あきる野市	8
西多摩保健所 37.9万人	瑞穂町	3.2
	日の出町	1.7
	檜原村	0.2
	奥多摩町	0.5

島しょ保健所 2.3万人	1町8村	2.3
南多摩保健所 43.1万人	日野市	19.1
	多摩市	14.7
	稲城市	9.3
多摩立川保健所 65.3万人	立川市	18.1
	昭島市	11.2
	国分寺市	13
	国立市	7.5
	東大和市	8.4
	武蔵村山市	7.1
多摩小平保健所 74.7万人	小平市	19.7
	東村山市	15.1
	清瀬市	7.5
	東久留米市	11.7
	西東京市	20.7

多摩地域の保健所増設を求める会

メールニュース1号
2023年8月19日

◆コロナ禍の体験から「身近な地域に保健所をふやしてほしい」は、切実な願いです。

この願いに対して、小池都政は、検討委員会で、「人口100万人に1か所の多摩府中保健所は良好に機能した」、そして「集約化することの利点だった」という資料を配布しています。

保健所増設と真逆の「検討結果」をまとめようとしているというこの衝撃的な事実が、7月26日のわたしたちの会の集いで報告されました。

東京都の「感染症対応を踏まえた都保健所のあり方検討会」（6月28日）で配られた資料では、主な意見として

（論点1 効果的な業務運営体制の構築について）

「人口100万を所管する多摩府中保健所が結果として良好に機能したということは、保健所機能を集約化することの利点だった」と書かれています。

さらに、今後の「検討の方向性に関するご意見」の中には、

「人口100万を所管する多摩府中保健所が結果として良好に機能したということは、保健所機能を集約化することの利点だったかもしれない、それを証明したということにもなるのではないか。これが例えば小規模で地域事情の異なる保健所ごとが動くような形だと、人的にも機能的にもより逼迫したのではないか」

とまで書かれています。

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/kenkou/hc_review/hc_review_cf4.files/230628hokenjo-2.pdf

◆多摩地域の保健所増設を求める都民の声を目に見える形で社会的にアピールしましょう。

小池都知事に保健所増設の要請を共同して提出して、世論と運動を広げるために、添付した要請セットをご覧ください、

- ・「都知事への要請書」
- ・「賛同の報告と、これからの取り組みのための連絡先の報告」

をお寄せいただくようお願いします。

すでに提出いただいた団体は、このメールニュースと添付セットを拡散して賛同団体を広げてください。



要請書等のセット

<https://x.gd/hokenjo>



賛同報告フォーム

<https://x.gd/sandou>



多摩地域の保健所増設を求める会

呼びかけ人

窪田 之喜（三多摩健康友の会 会長）

杉井 静子（ひめしゃら法律事務所 所長）

中山 和人（コロナ対策三鷹市民連絡会 事務局長）

連絡先：北多摩西教育会館気付

メール：nakayamakazuhito@yahoo.co.jp

FAX：050-3728-4364

連絡は、メールまたはFAXで

医療・介護・福祉に
国の予算を増やせ!

10・19総行動

いのち まもる

医療・社会保障の拡充で、
いのちと人権まもる政治へ転換を

2023年

10.19

木

- ①医療・社会保障の拡充で、いのちと人権まもる政治への転換を
- ②すべての医療・介護・福祉従事者の大幅賃上げと処遇改善、人員増にむけた診療報酬・介護報酬の大幅引き上げを
- ③患者・利用者の負担増ストップ! 公衆衛生体制の拡充を! 地域の医療・介護をまもれ!
- ④国民皆保険制度をなし崩しにさせる保険証廃止の撤回

日比谷野外音楽堂

東京都千代田区日比谷公園 TEL03-3591-6388

集会 13:00~14:40
パレード 14:40~

ゲスト ザ・ニューズペーパー番外編

主催 23年「医療・介護・福祉に国の予算を増やせ! 10・19いのちまもる総行動」実行委員会

事務局団体 全国保険医団体連合会(保団連)/全日本民主医療機関連合会(民医連)/日本医療福祉生活協同組合連合会(医療福祉生協連)/日本医療労働組合連合会(医労連)/全国大学高専教職員組合(全大教)/日本自治体労働組合総連合(自治労連)/東京医療関連労働組合協議会(東京医療関連協)/全国福祉保育労働組合(福祉保育労)/中央社会保障推進協議会(中央社保協)/新医協(新日本医師協会)

連絡先 日本医療労働組合連合会 110-0013 東京都台東区入谷1-9-5医療労働会館3F TEL03-3875-5871 <http://www.ironen.or.jp/>



出演者
左:山本天心(スガ元総理)
右:浜田太一(キシダ総理)



土谷ひろし(シイ委員長)

10・19総行動

医療・介護・福祉に国の予算を増やせ!

いのち まもる

タイムテーブル

- 13:00 主催者挨拶
開会・主催者挨拶
文化企画
国会議員挨拶
各分野リレートーク
- 14:15 集会決議
シュプレヒコール
- 14:40 パレード開始

新型コロナ対策

- ①各実行委員会・団体の要請に沿ってご参加ください。
- ②感染対策にご留意ください。

オンラインの活用

全国各地で、オンラインやSNSも活用した行動を計画してください。

- ①オンラインで会場の様子を配信します。
(予定・公式サイトでお知らせします)
- ②集会に呼応した行動を計画しましょう。
- ③ハッシュタグ「#いのちまもる」をつけて各団体の取り組みを配信してください。

「#いのちまもる10.19総行動」ホームページ
<https://undow5.wixsite.com/inochimamoru>

会場

日比谷野外音楽堂
東京都千代田区日比谷公園 03-3591-6388

交通のご案内

- 東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関駅」B2出口より3分
- 東京メトロ日比谷線、千代田線「日比谷駅」A14出口より4分
- 東京メトロ日比谷線「霞ヶ関駅」A5出口より4分、C4出口より3分
- 東京メトロ千代田線「霞ヶ関駅」C4出口より3分
- 都営地下鉄三田線「内幸町駅」A7出口より3分

「医療・介護・福祉に国の予算を増やせ! 10・19いのちまもる総行動」への賛同と参加を呼びかけます

「いつでも、どこでも、必要な時に、安全・安心の医療・介護が受けられる」ことは、国民の最も切実な願いであると同時に、憲法で保障された権利でもあります。

3年以上続くコロナ禍により、日本の医療・公衆衛生体制の脆弱性や政府の感染症対策の無為無策、そしてその根本にある社会保障費抑制政策の誤りが明らかとなりました。この間、現場からの声や世論の力で、国に処遇改善事業などを実施させてきたものの、その内容は極めて不十分かつ限定的なもので、コロナ禍で奮闘してきた医師やケア労働者の処遇改善や大幅増員などの願いに応えるものにはなりません。新型コロナの感染症法上の位置づけが5類になり、政府による対策がなくなろうとしている現在でも、医療・介護・福祉の現場では第9波と指摘される感染拡大が起こる中、奮闘が続けられています。医療・介護・福祉・公衆衛生体制の拡充、賃上げ・処遇改善、大幅増員は待ったなしの課題となっています。

しかし政府は、現場の待ったなしの課題に背を向けて、国の23年度予算では防衛費を10.2兆円に増額し、安全保障政策を根本から変える「安全保障3文書」を閣議決定しました。防衛費財源の一つに国立病院機能などの積立金国庫返納を狙い、さらに医療費抑制のために病院再編・統合を進める方向で地域医療構想を更新しようとしています。健康保険証の廃止とマイナカードを強要する動きも、国民皆保険制度をなし崩しにして国民が保険診療から遠ざけられることが懸念されています。

今こそ、憲法を守り、医療・社会保障の拡充で、いのちと暮らしを守る運動が求められています。軍事費を増やして戦争する国に進むのではなく、社会保障を拡充し、いのちと暮らし、人権をまもる政治への転換を求める声を広げていきましょう。

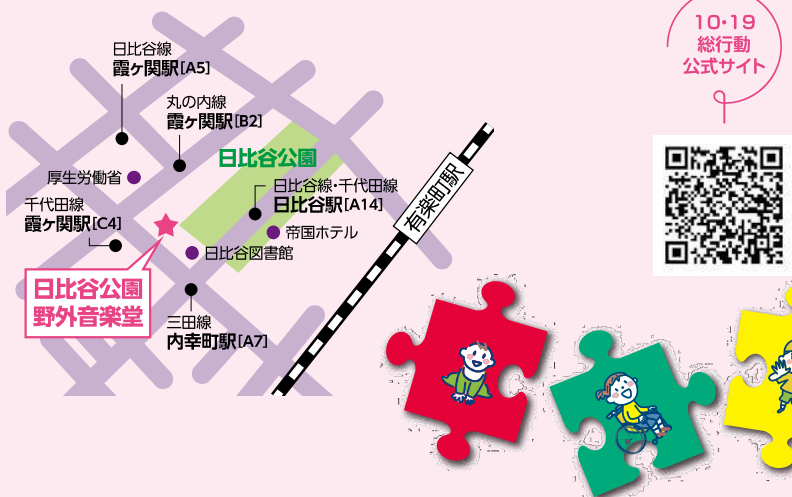
私たちは以下の4点を掲げて「医療・介護・福祉に国の予算を増やせ! 10・19いのちまもる総行動」を開催し、多くの市民・団体にアピールするとともに、いのちと暮らし、人権をまもる政治の実現を求めて政府に働きかけることにしました。

つきましては、皆様のご賛同・ご参加をこころから呼びかけます。

【スローガン】

- ①医療・社会保障の拡充で、いのちと人権まもる政治への転換を
- ②すべての医療・介護・福祉従事者の大幅賃上げと処遇改善、人員増にむけた診療報酬・介護報酬の大幅引き上げを
- ③患者・利用者の負担増ストップ! 公衆衛生体制の拡充を! 地域の医療・介護をまもれ!
- ④国民皆保険制度をなし崩しにさせる保険証廃止の撤回

23年「医療・介護・福祉に国の予算を増やせ! 10・19いのちまもる総行動」実行委員会



介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める請願署名 介護する人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度へ

介護保険制度は施行23年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした事態をいっそう加速させています。

政府が当初提案したケアプランの有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外し（総合事業への移行）などの抜本改悪案は、反対世論の広がりの中で先送りさせることができました。しかし政府は、利用料2割負担の対象拡大、一定の所得以上の高齢者への保険料引き上げについて引き続き検討し、2023年末までに結論を出すとしています。利用者・事業者双方に新たな負担を押しつけるものであり、断じて認めることはできません。

介護従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。昨年からの新たな処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準です。

行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。制度の改悪をやめ、憲法25条に基づいた「介護の社会化」の実現に向けて、以下請願します。

【請願項目】

1. 社会保障費を大幅に増やし、必要ときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと
2. 利用料2割負担の対象者の拡大、要介護1、2の保険給付はずし（総合事業への移行）など、介護保険の利用に新たな困難をもたらす見直しを実施しないこと
3. 介護報酬を大幅に引き上げること。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること
4. 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、1人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと

(※氏名・住所は、名字など同じ場合でも略式「ッ」ではなく、フルネームでお書き下さい)

氏名	住所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

※この署名は、国会、関係省庁に提出する以外に使用しません

(取扱団体)

中央社会保障推進協議会(中央社保協)
団体住所・連絡(提出)先

全国労働組合総連合(全労連)

全日本民主医療機関連合会(全日本民医連)

介護保険制度と介護従事者の処遇改善を求める請願署名 キックオフ集会
介護する人・受ける人がともに
大切にされる介護保険制度へ

2023年9月1日(金)18:00~19:00

ZOOM情報 ミーティングID: 961 9569 5942 パスコード: 264169

メインスピーカー: 林 泰則 氏[全日本民医連事務局次長]

★ 主催: 中央社保協・全日本民医連・全労連
お問い合わせ k25@shahokyo.jp

第21回 全国介護学習交流集会



サービス削減、利用料と 保険料の引き上げ許すな!



～利用者も事業者も労働者も笑顔で元気な介護制度に～

日時 | 2023年10月9日(月・祝) 13:30～16:30

記念講演

介護報酬改定の動きと狙い



鎌田 松代 さん 公益社団法人 認知症の人と家族の会 代表理事
厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会委員

佐賀県出身。大学病院、福祉施設で看護師・介護支援専門員として約30年間従事。
1990年に友人の母の認知症相談をきっかけに、認知症を知りたく当時の「呆け老人を抱える家族の会」に入会。
その後2004年に実父がアルツハイマー型認知症の診断を受け、福祉施設の看護師として働きながら11年間の遠距離介護。その間に実母、義母も同じ病に。認知症の人や介護家族も自分らしい人生を生きることが出来る社会となるよう「家族の会」で活動している。



シンポジウム

事業者・利用者・労働者の共同で制度改善をめざそう

コーディネーター 林 信悟 (中央社保協・事務局長)
パネリスト 事業者の立場から・利用者の立場から・労働者の立場から



ディスカッション/行動提起/集会アピール提案

場所 | 全労連会館 2階ホール

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 TEL 03-5842-5610
最寄り駅 JR「御茶ノ水」駅・千代田線「新御茶ノ水」駅・丸ノ内線「御茶ノ水」駅(徒歩8分)

オンライン参加は以下のQRコード、URLから

Zoom
<https://x.gd/wjE3H>



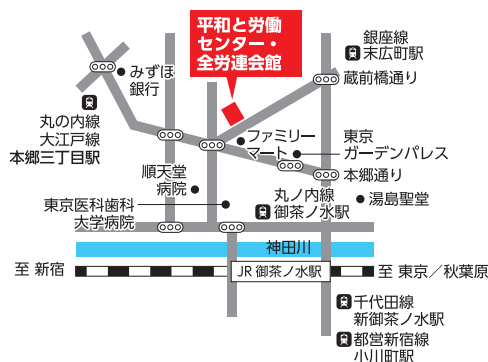
YouTube
<https://x.gd/7Lle3>



Zoomは事前登録制です。登録メールアドレスに案内メールが送られます。

資料ダウンロード

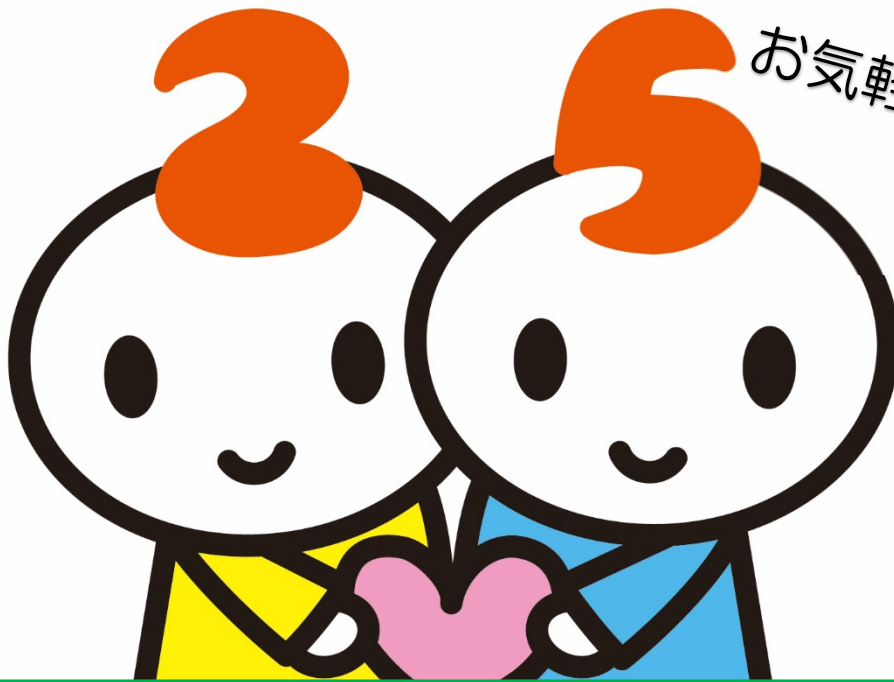
<https://shahokyo.jp/20231009-2/>



主催:全国介護学習交流集会実行委員会(事務局:中央社保協、全日本民医連、全労連)

連絡先:全労連介護・ヘルパーネット 文京区湯島2-4-4全労連会館4階 TEL 03-5842-5611

介護・認知症なんでも無料電話相談



お気軽に相談ください

ひとりで抱え込まないで

相談することで心がふっと軽くなりますよ

介護・認知症なんでも無料電話相談には、介護の専門家が対応します。プライバシーは厳守します。

とき 2023年 11月 11日(土) 10時～18時

でんわ

0120-110-458

中央社会保障推進協議会

〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5 日本医療労働会館 5階

TEL.03-5808-5344 FAX.03-5808-5345

公益社団法人 認知症の人と家族の会

〒602-8222 京都市上京区晴明町 811-3 岡部ビル 2階

TEL.050-5358-6580 FAX.075-205-5104

取り
扱い
団体

東京社保協

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-33-10 6階

TEL: 03-5395-3165 FAX: 03-3946-6823

E-mail: syahokyo.tokyo@gmail.com

E-mail:k25@shahokyo.jp

※メールでの相談は左記の **アドレス** をご利用下さい。

「『健康保険証の廃止』撤回を求める意見書」を 全国の自治体で採択させよう！！

政府は、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化させるマイナンバー法等改定案を成立させました。

現行の健康保険証には保険者の「発行・交付義務」がありますが、現行の健康保険証が廃止されれば自己責任に基づく「申請主義」へとなってしまいます。

さらにマイナンバーカードの取得は任意としているにもかかわらず、国民皆保険制度の下ですべての国民が保有し生活に欠かせない健康保険証を廃止してマイナンバーカードに統合することは、マイナンバーカード取得の事実上の強制であり、強権的なやり方です。

他人の医療情報が紐づけされていた事例が、2022年11月までの14か月で7312件あったことも重大であり、別人の情報に基づいて医療行為や薬剤の投与が行われれば、生死にかかわる問題にもつながりかねません。

保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない・持てない人は公的医療保険から遠ざかれる事態となります。実際に、「車いすのヘッドレストが写っていたから却下された」「病気のため、黒目がない方に対して黒目がないので取り直し」「認知症の人は申請できないといわれた」などマイナンバーカードの申請が却下された事例なども報告されています。

紐づけにより、医療・社会保障費の更なる抑制・削減や、国民の医療・健康情報が企業のもうけに利用される危険性もあります。

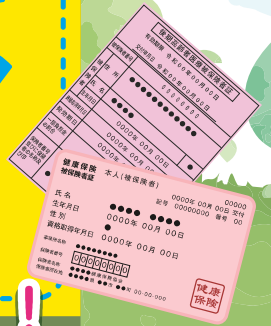
直ちに「健康保険証の廃止」を撤回するとともに、すべての国民の個人情報を尊重擁護していくことを求めます。

2023年7月5日 中央社会保障推進協議会 第67回全国総会

政府は現行の健康保険証を2024年秋で廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を成立させました。

保険証廃止はありえない!

まだとめられます!一緒に声を上げよう!



1

医療機関(オンライン資格確認システム導入済)の65%でトラブル経験*

(※)保団連調査

保険料を払っているのに「資格無効・該当なし」に顔認証が上手くできない/暗証番号を忘れた/名前の一部が伏字になり、正確に表示されない

2

他人の情報が紐づけ 個人情報の流出!?

これまで他人の情報の紐づけが**7,300件**以上発覚!※
なかには、他人に診療情報を閲覧されたケースも

(※)厚労省発表

3

介護現場では、マイナカードの取得・管理・利用ができないの声

障がい者団体や認知症の家族等から、マイナカードの取得が困難という報告も。高齢者施設の**94%**がマイナカードの管理ができないと回答* (※)保団連調査

このまま保険証が廃止されれば、医療機関にかかれない人が出る

||

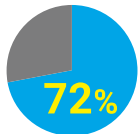
国民皆保険制度の崩壊



もう決まっているなら
保険証廃止はとめられないの?

来年秋の施行まで、まだ1年あります

〔共同通信 世論調査〕
現行の健康保険証の廃止は「延期・撤回」を



延期・撤回を
求める声!

〔各新聞社の社説では〕
「保険証の廃止 見直しは今からでも遅くない」(読売新聞)
「マイナ保険証『一本化』強行許されぬ」(朝日新聞)など

国民の反対の声が大きくなれば、政府も無視できません!

24年秋の保険証廃止を撤回させ、今まで通り保険証で
受診できるようにしましょう



署名へのご協力をお願いします。

Web署名はこちら >>>





今の保険証
でいいよね!?

来年秋に
廃止します



健康保険証がマイナンバーカードに結びつけられ、任意であるはずのカードの取得が強制に。あんまりじゃないか！健康保険証の廃止を中止、撤回させましょう！

健康保険証なくさないで!!



トラブル 続き

情報漏洩の危険はもちろん、医療機関でのシステム障害も起こり得ます。カードを紛失したり、病院窓口で資格確認ができずに、医療費を全額負担させられた例もあります。



無保険者を作り出す

カードの申請して管理して利用する——慣れてしまえば皆できる？ いいえ、障害者や高齢者はどうでしょう？ 申請できない人たちがいるのです。その方たちは制度から排除され、無保険状態になりかねません。



今からでも止められる

健康保険証廃止を中止・撤回することは国の責任でできること。新聞各社も社説で一致して「保険証廃止は反対」です。来年秋に実施させない声をあげましょう。



マイナンバーの
活用には不安を
感じている

72%
JNN世論調査

保険証の廃止は、私たちのいのちと健康にかかわる問題 署名にご協力ください!

現行の健康保険証を 残してください

請願署名



年 月 日

請願趣旨

政府は2023年6月に、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決成立させました。

しかし、誤登録や情報漏えい、「資格無効」と表示される等、マイナンバーカードでの受診によるトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。

また、健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度の下で守られている国民のいのちと健康が脅かされます。

国民も、患者も、医療機関も望んでいないマイナンバーカードとの一本化はただちにやめて、現行の健康保険証を残してください。

請願事項

一、現行の健康保険証を残してください

※氏名・住所の欄に「同上」「〃」は不可、住所は番地までご記入願います。

氏 名	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

※この署名は、憲法16条で保障された請願権にもとづいて行うもので、国会請願以外の目的では使用しません。

※鉛筆や「文字が消せるボールペン」でのご記入はご遠慮ください。

私の
ひとこと

取り扱い団体：全日本民主医療機関連合会

中央社保協・医団連(保団連・民医連・医療福祉生協連・新医協・医労連)

2023年8月7日

各加盟団体 様
各都道府県実行委員会 様

P F A S 汚染問題の運動交流と政府要請への参加呼びかけ

安保破棄中央実行委員会事務局長 東森英男

発がん性や免疫抑制など健康への影響が指摘され環境中で分解されないことから「永遠の化学物質」とも呼ばれる有機フッ素化合物（P F A S）の汚染が広がっており、住民の健康に深刻な影響を及ぼしています。P F A Sは健康に影響を与えることから、P F O S、P F O A を含む泡消火剤などは「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」で2009年から製造・保有・使用が禁止されています。

P F A S汚染をめぐるのは、早くから沖縄の米軍嘉手納基地からの漏出による飲料水の汚染が大きな問題となっていますが、米軍横田基地が発生源として疑われる東京・多摩地域、神奈川県のみ軍横須賀基地、厚木基地、キャンプ座間周辺でも問題になっています。また、各地の自衛隊基地からの汚染も問題になっています。

各地では、住民の健康を守ることを最優先に、その汚染源の特定を一刻も早く行ない、対策を講じさせるための取り組みが行なわれています。

こうした各地の運動の交流と政府への要請を下記により行ないますので、みなさんの参加をお願いします。

- 1.日 程 2023年9月6日(水)
午後1時30分～2時50分 各地の運動交流
午後3時～4時 政府(外務省、防衛省)要請・交渉
- 2.会 場 参議院議員会館 B107 会議室
※午後1時から参議院議員会館玄関で通行証をお渡しします。
- 3.お願い 首都圏等近隣の方は会場参加をお願いします。
(参加予定の方は9月5日までに安保破棄中央実行委員会にご連絡をお願いします)
遠隔地等で会場参加が困難な場合、オンライン参加をお願いします。
(オンライン参加を希望される方は事前の申し込みをお願いします)
※政府に提出した要請書を添付しますので、発言の用意をお願いします。

以上

2023年9月6日

外務大臣 林芳正 様
防衛大臣 浜田靖一 様

P F A S 汚染に関する要請

安保破棄中央実行委員会事務局長 東森英男

発がん性や免疫抑制など健康への影響が指摘され環境中で分解されないことから「永遠の化学物質」とも呼ばれる有機フッ素化合物（P F A S）の汚染が広がっており住民の健康に深刻な影響を及ぼしています。P F A Sは健康に影響を与えることから、P F O S、P F O Aを含む泡消火剤などは「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」で2009年から製造・保有・使用が禁止されています。

P F A S汚染をめぐるのは沖縄の米軍嘉手納基地からの漏出による飲料水の汚染が大きな問題となっています。

東京・多摩地域の住民を対象に市民団体が650名の血液検査をしたところ、米軍横田基地の東側に当たる地域の住民から高濃度のP F A Sが検出され、深刻な汚染の実態が明らかにされています。それに関連して、先日、防衛省は米軍横田基地で2010年から2012年に3件の漏出があった事実を認めていますが、「基地外への漏出はなかった」としています。このような状況の下、私たちは米軍横田基地が地下水の汚染源の有力なひとつと考えており、早急な現地立ち入り調査を行ない、事態の究明が必要だと考えます。2010年から2012年におこった漏出事故で防衛省は米側から報告書を2019年に入手しておきながら4年半にわたって公開しなかったという許しがたい事実も明らかになっています。

神奈川県横須賀基地の排水処理場から海へ流失した事故や、厚木基地では7000㍓の泡消火剤が流出した事故、米軍キャンプ座間のある座間市の飲料水として使用している地下水がP F A Sで汚染されている事件も報道されています。

いずれも、住民の健康を守ることを最優先に、その汚染源の特定を一刻も早くおこない対策を講じるべきものと考えます。そのためには在日米軍基地への立ち入り徹底した調査が必要です。

さらに在日米軍は、「在日米軍施設における水成幕泡消化剤（A F F F）の交換に関する声明」を出し、2024年10月までにすべての米軍基地で焼却処分をすとしていますが、その間の保管場所・保管方法・保管量などは明らかにされていません。新たな流出・漏出を起こさせないためにも実際の現場への立ち入り調査がきわめて重要となっています。

以上により次のことを要請するものです。

- 1、在日米軍に対しすべてのP F A S流出・漏出事故をすべて公表するよう求めること。
日本政府の責任で国民の前に明らかにすること。
- 2、問題の解明と解決のため、日本政府および地方関係者の在日米軍基地への立ち入りを実現すること。
- 3、在日米軍に対しP F A Sの焼却処分までの期間、保管場所・保管方法・保管量を確認し、すべて公表すること。
- 4、「防衛省におけるP F O S処理実行計画」の進捗状況を明らかにすること。

以上

新型コロナパンデミックにより、日本の社会保障をはじめとした政治や社会の貧困があらためて明らかになりました。自公政権の失政により日本経済は行き詰まり、2023年1月の消費者物価指数は41年4カ月ぶりの高水準となっています。その上、前代未聞の軍事費2倍化に突き進み、軍拡増税と社会保障の解体を押し付けようとしています。「大砲かバターか、再び」の局面です。

「朝日訴訟」の地・岡山県で記念すべき50回目を開催します。

2023年

9月16日(土) 17日(日)

1日目 13:00-17:00 2日目 10:00-15:00

会場 岡山市勤労者福祉センター
(原則、岡山県居住者のみ) ※県外居住者は原則、オンライン参加

1
日目

■記念講演 13:15～

生活保護引き下げ違憲訴訟

—朝日訴訟のたたかひの歴史から何を学ぶべきか

NPO朝日訴訟の会・会長

則武 透



13:00 開校あいさつ
14:15 記念講演の質疑応答
15:00 企画1 現場からの「特別報告」(3本予定)
17:00 休校

2
日目

■企画2 10:00～

社会保障運動入門講座

京都市立大学准教授

村田 隆史



■企画3 13:00～

シンポジウム

生活保護基準引き下げ違憲訴訟では
何が問われているのか

シンポジウム・コーディネーター

弁護士

森岡 佑貴



15:00 | 閉校式

シンポジスト

林道倫精神科神経科病院・PSW 上村 真実

県立広島大学准教授 志賀 信夫

岡山訴訟の原告(予定)



◀お申し込みはこちらから

参加費(資料代含む) / 2日間3,000円(1日参加1,500円)

お申し込み期日 / 8月25日(金) 入金期日 / 8月31日(木)

〈お申し込み時、登録されたメールアドレスに受付完了メールが自動返信されます〉

第50回

中央
社
会
保
障
学
校

from

岡山

「権利はたたかひ者の手にある」
朝日訴訟の精神をあらためて学び、暮らしにいかそう

[主催] 中央社会保障推進協議会・第50回中央社保学校現地実行委員会

☎03-5808-5344 Fax.03-5808-5345 E-mail: Sankasho25@shahokyo.jp

2023年9月16～17日 from岡山

中央社保学校 東京会場 参加申込書

今年も中央社保学校は、開催地域以外はオンラインでの参加となります。そのため、東京では区部と多摩地域の2カ所にサテライト会場を設けました。お近くの会場でご参加ください。

会場参加の方は、下記に記入の上、FAXもしくはメールでお申込みください。参加費（資料代込み）1,500円/1日あたりは、当日会場でご負担ください。（当日は、各自で体調確認の上、ご参加ください。会場参加申し込みがない場合は、サテライト会場開催は中止します。）

独自でオンライン参加の方は、中央社保協ホームページより8/26までに直接お申込みください。



9月13日までにお申し込み下さい

区部会場

東京労働会館 5階会議室
(20名まで)

JR大塚駅 徒歩8分
地下鉄新大塚駅 徒歩8分

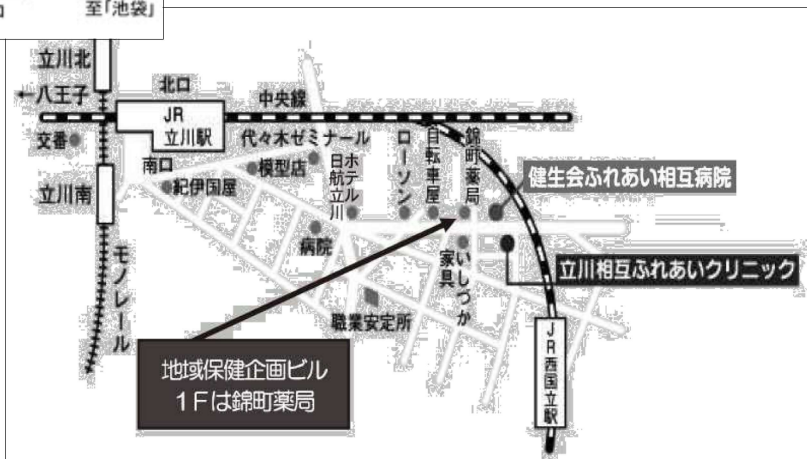
東京都豊島区南大塚2-33-10

多摩地域会場

地域保健企画ビル 6階会議室
(30名まで)

JR立川駅 徒歩10分

立川市錦町1-17-15
電話:042-528-4616



ご記入の上、下記宛FAXかメールで、9月13日までに送付ください。

- お名前 _____
- ご所属など _____
- 電話番号 _____ () _____
- メールアドレス _____ @ _____
- 参加会場 区部会場 ・ 多摩地域会場 (チェックしてください)

Faxによる申し込み先
03-3946-6823

E-mailによる申し込み先
syahokyo.tokyo@gmail.com

お問合せは、
東京社保協事務局 Tel₄₉ 03-5395-3165 まで

第 53 期第 1 回 地域社保協交流集会 報告

2023. 7. 29 東京社保協事務局

2023. 7. 29 13:30~16:00 東京労働会館 5 階地評会議室+Web

参加地域：新宿、目黒、大田、北、板橋、練馬、江戸川、町田、東久留米、多摩、西東京：14 人

1, 東京社保協からの報告と提起

1) 地域社保協強化の方針と現状

- ・東京社保協、中央社保協の総会方針から
- ・地域社保協交流集会という名目での開催は今回初か？再度開催したい。
「地域社保協事務局長会議」が 2017 年 3 月に区部と多摩で別々に行われたのが最新の記録。それまでは毎年 2~3 回開催されていた模様。内容は取り組み課題の提起と参加者交流。
- ・毎回総会方針に記載するも、コロナ禍もあり、強化目的の具体的取り組みはできなかった。
- ・2020 年に小金井社保協が再建総会を行った。また地域ではないが、前今年期から 2 都団体が新たに東京社保協に加盟した。これらはコロナ禍がきっかけで加盟申請。
- ・現情勢下で、社会保障運動はますます重要になってきている。
- ・地域ごとに現状と処方箋を行動しながら作成して、加盟団体にも要請しながら組織強化に取り組んでいく。

- ・岐阜や千葉では中央社保学校開催地となったことがきっかけで、当該地域で中心となる団体を明確にして地域社保協の結成・再建が行われている。岐阜では結成方針の下、本巢市（県労連）、可児市・美濃市（新婦人）羽島（岐商連）山県市（友の会）と分担をして各団体が中心となって動き 5 市で地域社保協が設立し、県内 57% 地域に到達した。
- ・千葉でも後期高齢者医療費 2 倍化をきっかけに、年金者組合が中心となって、船橋社保協が再建。公立病院統廃合の運動をきっかけに自治労連などが声掛けをして匝瑳市と旭市 2 市で地域協議会として 9 月に設立予定。
- ・コロナ禍をきっかけに、山梨県では事務局体制を確立して甲府市社保協が再建。京都では八幡市社保協が結成予定。

2) 総会で提案した具体的取り組みについて

- ・10 月、4 月東京社保学校の講義テーマ要望
介護改悪、報酬改定、PFAS、
都政の課題
- ・都議会宛国保署名
その他検討
 - ・保険証申請をするか？
 - ・広域連合に対して保険料など

第 53 期 主な予定

- 6 月 自治体国保状況調査
- 7 月 地域社保協交流会
- 9 月 中央社保学校 (9/16~17)
都議会宛 国保請願署名 開始
(12 月中旬提出)
- 10 月 東京社保学校
- 2 月 加盟団体・地域社保協活動調査
- 4 月 東京社保学校
- 4~5 月 第 54 期総会

3) 日本高齢者大会 (11/12~13)

- ・地域からの参加組織
- ・11/13 13時半～ 第10学習講座 マイナナードとインボイス 東京社保協担当

2, 地域社保協調査のまとめ報告 (コロナ禍前との比較も含めて)

コロナ禍前の2019年には34地域から報告されたものが、2022年度では27地域に後退しました。機関会議でも2019年度は26地域が毎月、1地域が隔月の会議を開催していましたが、22年度は毎月の開催が20地域に後退し、隔月が3地域に増えました。

宣伝行動は、コロナ前の19年度には9地域が毎月開催し、不定期開催も14地域だったものが、22年度は毎月開催が7地域に後退し、不定期での開催も7地域に後退しています。

地域での相談活動は、19年度は16地域で何らかの形態で開催されていましたが、22年度は9地域に後退しています。

議会への陳情や請願及び自治体への要請行動は、2019年度は28地域で取り組まれています。2022年度は自治体及び議会への要請は18地域(自治体要請で15地域、議会要請で11地域)にとどまりました。

3, 各地域社保協から活動状況や課題、東京社保協への要望など報告・交流

- ・運動を進める上で、地域住民の実態を掴む必要がある。自治体が集めているデータを知らない、使われていないのではないかと。きちんとデータを取り寄せる必要がある。地域密着事業所が不足している、介護保険料が高いが給付減でも下げてくれ、特養は4人部屋がもっと必要などアンケート集計といった生活に密着している問題もある。こうした事を住民に明らかにして大衆的に議論していくことが必要なのではないか。
- ・コロナで集まれる機会が減ってしまい毎年自治体に要望書を出すなど活動をつないできたが、役員体制を確立するなかで、活気づいてきた。若い人をどう巻き込むか?一人でも入れる組織にして、保育関係者などを誘っている。要望を出し、自治体懇談する中で実現してきたこともあり、それが良かった。コロナで懇談も断られてきたが、昨年は保育だけで実施できた。そういう中で若い人達の力を引き出していきたい。年金者組合も要望を出して懇談をしてきている。
- ・コロナで診療所が社保協の活動どころではなくなって、地域社保協全体の活動が停滞したりした。民医連の方針としても地域社保活動に参加、力を入れることを重視している。
- ・所属団体より会議参加団体が少ない。もっと所属団体を増やせないかなどの論議がある。コロナで相談会なくなり、フードバンク活動などをやった。加盟団体でも後継者が大変だと思う。当面、雰囲気よくやっていくことを目指している。
- ・オンラインで学習会をやって、病院関係者に参加を働きかけている。むしろそうした事が得意な若い層もある。なんでも相談会はコロナ禍でも対策を取りながら続けてきた。自治体要望、文書回答をもらう関係を作ってきている。それがとても大切だと思う。
- ・ズーム併用で幹事会を行っている。様々な団体の取り組みを交流しながら、行動している。なんで

も相談会を再開実施した。学習会を開催して活性化していきたい。

- ・毎月定例会議しており、5~8人参加している。社保協活動を探りながらやってきた。定例で社保協ニュースを発行して市内、加盟していない団体も含めて様々な取り組みを交流しつつ、社保協活動を団体内や新聞折り込みで知らせている。相談会は隔月、役所前で青空相談会を年1回開催している。要望書提出と市長懇談をやっており、文書回答がくる。回答を基に各部と懇談を行っている。補聴器の助成、公立保育園廃止、中学校給食実施が最重点課題。フードパントリーを3年やってきて今では市も支援するところまでになった。
- ・給食費完全無償の行動と国保・介護保険料引き下げの署名をやった。保険証を残せとの署名もやっている。
- ・年1回なんでも相談会をやっている。宣伝も毎月1回やっている。区議からの区課題の学習会を隔月でやっているが、それを独自運動に結びつけられてはいない。そこが課題。
- ・地区労が事務局で、年金者組合と協力しながらやっており、高齢者問題が中心で、市との懇談会を実施している。補聴器助成を求めてやってきて、医師会が動き出している。後継者を探しているが、なかなかうまくいかない。市民病院が廃止になるし、法律事務所も多忙でなんでも相談会が出来なくなってしまった。
- ・地域組織の課題をもっと出し合った方がよい。局面を変える原点は学習だと思う。難しくても学んでいくことが重要。地域での学習会を組織していく。研究者が少なくなっており、これをどう育てていくかも重要。もっと様々な形で院生に働きかけ、運動で育てていくことに東京社保協も関わって欲しい。政治問題ではなく、地域の問題を取り上げていくことが大切。
- ・IT問題も取り上げることを検討して欲しい。
- ・保育制度についても難しいので学習会をして欲しい。子育て世代だけの問題ではない。
- ・子育ての悩みをそこで働いている活動家が意外に解らない。実態を取材することも大切なのではないかと思う。
- ・高齢者への負担増に対する財源論。欧米の年金・医療がどうなっており、それがなぜできているのか？現在の若者の高齢期時問題についても解明して、元気のでる講義をお願いしたい。

4, 全体論議

- ・集まるのが大変、地域柄もあるので23区と多摩地域別々に開催してほしい。
- ・地域それぞれ課題が多々あるが、今、何が一番問題なのか？課題が多々ある中で、すべて取り組めるわけではないので、重点をおいてやっていくしかない。
- ・協議会として、地域の団体が弱体化するなかで、個人も入ってもらってやっている。それも高齢化してきていて、課題はそちらに重きをおくことになり、若い世代の問題はわからなくなっている。様々な課題に対応できない、後継者にどう引き継いでいくか？
- ・社保協の後継者対策に危機感を持っていない人はいない。4~50代の人達は運動経験をしながら育った私たちと違うので、そうした経験がない人が多数派になっている。次の世代を出せない状況になっている。しかし、意識して新人をいれたら、すごく活動にマッチして、貧困や格差に関心を持っている若い人達がいる。ただ、忙しいので持続性がないところが悩みどころ。そういった人

たちが再度集まれる環境を作る事、私たちが大学などを訪問して、つながりを作るような環境をつくることを働きかけることも打開の方向ではないか？

- ・ 民医連の担当者が高齢化して区内の社保協活動が弱体化してきた。土建から会長を引き受け、幹事会の参加者を増やして活性化をはかっている。民医連内でも後継者が組織できていないことも垣間見られる。組合の組織もなかなかできていない。引っ張っていく人とその協力者がいないと社保協活動はうまくいかない。経験長くやっている人が次をどう考えているのか教えて欲しい。
- ・ 後継者は各団体で後継者を育てていくしかないのではないか？民主団体から出てきて欲しいというのは限界ではないか？

5, その他

- ・ 地域での取り組みや発行しているニュースをぜひ、東京社保協に送付して欲しい。
- ・ 東京社保協では、講師料など学習会経費への補助をしているので、活用して欲しい。
- ・ 土建作成のひな型も添付しているので、保険証廃止中止の陳情・請願を9月議会に自治体へ出して欲しい。
- ・ 中央社保学校への参加も組織して欲しい。東京で集団視聴会場設営も検討している

以上

第 53 期第 1 回 地域社保協交流集会 資料

1) 第 5 3 回東京社保協総会議案「組織強化」の項からの抜粋

(1) 地域社保協の確立、再建、強化

第 52 期において、組織活動が難しく送付資料の配布や署名などの協力のみをお願いしている地域が 4 地域（会費未請求）、会費未納が 5 地域ありました（地域社保協加盟登録 45）。こうした地域をはじめ、実施した地域社保協調査結果（回答 27）を基に、各地域社保協の確立、再建の具体化に着手していきます。

コロナ禍で実施できなかった地域社保協の活動交流会を 7 月頃に開催し、経験交流や課題や取り組みの共有化をはかります。

また、全国各地での地域社保協の再建や結成の経験にも学びながら組織化をはかります。その際に、東京地評に参加する地域の労働組合、東京民医連加盟の各地域組織、東京土建の各支部、市民団体・個人等にも協力をお願いできればと思っています。

東京社保協としては、1 自治体 1 地域社保協を展望しながらも、地域社保協としてでなくてもそれぞれの地域で、その実情に合わせて、社会保障制度充実へ向けた運動や自治体・議会要請活動が行われていることが重要であると考えています。そのために都段階の諸団体や各地域と相談しながら、可能な支援・協力を行っていききたいと思います。

(2) 東京社保協の体制と運動の強化

- ①地域や各団体の主な活動を把握・集約・発信し、連携した活動の構築をめざします。さらに要求課題ごと、加盟団体ごと、それらの共同運動を重視しながら、要求の掘り起こしと課題を整理し、個別要求運動を総合的、統一的な運動へと発展させることをめざします。
- ②全都の運動や課題、地域社保協・加盟団体の取り組みの紹介など東京社保協ニュースの更なる充実をめざします。引き続き定期発行に努めます。
- ③適宜必要な自治体アンケートの実施、学習資料、要請文書ひな型などを作成し、地域社保協や加盟団体の活動支援・強化をめざします。
- ④東京社保協常任幹事会の内容と討議を随時検討工夫し、出席率の向上をはかります。また前期より行ってきた加盟団体紹介を継続していきます。
- ⑤東京社保協ホームページの充実をはかるとともに、Facebook や LINE、クラウドストレージそれぞれの利点を活かして情報発信・交流・共有を行います。とりわけ様々な機能活用可能性がある LINE での「つながり」を増やします。
- ⑥オンライン会議・学習会環境や事務効率の向上に有効な機材やソフトを購入します。
- ⑦「地域社保協調査」は例年通り、「団体調査」も年明けに実施します。それらの結果を 4～5 月に開催予定の総会で報告します。
- ⑧東京社保協財政の安定的確立とそのあり方について検討します。

2) 第67回中央社保協総会議案「2023年度の運動のすすめ方」より抜粋

(13) 県・地域社保協の強化・結成再建

①すべての地域に社保協結成を

国民のいのち暮らしを守る砦として、都道府県市町村 1765 自治体（2023 年 6 月末）のすべてに社保協結成を目指すとともに、少なくとも自治体の過半数（882 自治体）で地域社保協結成を早急に実現することが必要です。

2023 年 6 月現在、451 組織（47 都道府県、370 地域社保協、20 準備会、14 友好団体）が活動しています。住民要求を実現していくために、地域社保協の再建、体制強化、新結成に具体的な目標を議論し、思い切った実行に踏み出すことを呼びかけます。

②地域社保協づくりは自治体キャラバンから

1. 自治体キャラバンは、毎年県内の給付水準を比較分析し、それぞれの自治体に合わせ個別具体的に要求作成し、地域住民と市職員が折衝の場を作り交渉すると「選挙以外で社会を改善させていく」優れた運動です。
2. 自治体キャラバンから地域社保協が生まれます。すべての社保協で自治体キャラバンに挑戦・参加しましょう。地域社保協づくり 3つの教訓 ①3人寄ればもう社保協、②役員は、会長・事務局長・事務局次長、③名刺と印鑑をつくれれば OK
3. 地域社保協づくりの経験交流集会や、自治体キャラバン交流会の開催を検討します。中央社保協ホームページに「各地域社保協からの実践・経験」についての掲載を検討します。中央団体に対し、地域社保協強化への支援、協力の要請等を強めます。

2) 2022 年度地域社保協調査のまとめ 別紙 1

3) コロナ前と直近地域社保協調査まとめの対比 別紙 1

地域社保協調査 コロナ禍前後比較									
コロナ禍	調査 回答数	会議			宣伝			相談	要請
		毎月	隔月	計	毎月	不定期	計		
前	34	76.5%	2.9%	79.4%	26.5%	41.2%	67.6%	47.1%	82.4%
後	27	74.1%	11.1%	85.2%	25.9%	25.9%	51.9%	33.3%	66.7%

会費納入状況 45 地域社保協（うち請求 41 地域）

年度	17	18	19	20	21	22
納入地域数	35	38	37	39	31	37

4) 各自治体での団体組織状況 別紙 2

5) 参考資料 東京土建の（保険証廃止中止）事務連絡 別紙 2